

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	係長	担当	担当								文書取扱主任	

## 平成26年 第1決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成26年9月17日(水)・18日(木)・19日(金)		
開催場所	第二委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	菊井事務局長
			村井主任主事
欠席委員	別紙のとおり		藤井主事
説明員	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件		
		認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	2 審査月日		
		9月17日から19日までの3日間、慎重に審査を行った。	
	3 審査の結果		
		採決の結果、認定第1号については全会一致をもって認定を可とすべきものと決定した。	
	上記記載のとおり相違ない。 第1決算審査特別委員長 渡邊龍之 ㊟		

## 第1決算審査特別委員会（第1日目）

H26.9.17（水）10：00～

第二委員会室

開 会 9：59

### 委員長挨拶

委員長 皆さん、おはようございます。第1決算審査特別委員会の委員長になりました渡邊龍之です。

副委員長 副委員長、大谷です。

委員長 いろいろあると思えますけれども、各委員はもとより、職員の皆さんの真摯な答弁等をいただいて委員会を運営していきたいと思えますので、よろしく協力のほどお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより第1決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。

欠席の申し出は、堀委員であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第1号 平成25年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件となっております。

### 事前審査説明

委員長 次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてであります。配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査については、歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日を行うことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮願います。

また、答弁につきましては、部課長に限らず内容の知り得る方が行うとともに、原則係長職以上の方が行ってください。お願いいたします。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

次に、討論ですが、各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、渡辺委員の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思ひますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

### 資料要求

委員長

まず、冒頭に資料要求される方はございますか。

(なしの声あり)

委員長

資料要求についてはなしと確認いたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思ひますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従ひまして審査を進めます。

伊藤事務局長

ここで、監査事務局長からの発言の申し出がありますので、これを許します。

おはようございます。貴重な時間をいただきまして申しわけございません。決算審査意見書の訂正をさせていただきたいと思ひます。

9月10日に開催をされました第3回市議会定例会におきまして、平成25年度滝川市公営企業会計決算審査報告の説明内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきますとともに、おわびを申し上げるところでございます。

訂正箇所でございますけれども、決算審査意見書1ページから2ページにわたってございまして、第4の審査の結果及び意見の内容の訂正でございます。病院事業会計と下水道事業会計に関して意見を述べてございまして、

(1)の病院事業会計におきましては単純キャッシュフローの計算で業務活動によるキャッシュフローにおいてプラスをマイナスと表現した点と投資活動によるキャッシュフローをマイナスであるのにプラスと表現した点に誤りがございました。また、下水道事業会計におきましては、投資活動によるキャッシュフローをマイナスであるのにプラスと表現した点に誤りがございました。以上のことから、第4のこの審査の結果及び意見につきましては、さきに訂正後のペーパーを配付させていただきましたとお訂正をさせていただくところでございます。なお、この内容につきましては、次の本会議におきまして宮崎監査委員より訂正をさせていただくこととしてございます。

公営企業会計の会計基準につきまして平成26年度より改定となり、キャッシュフローの計算書の作成が義務づけられました。正式には平成26年度決算からこのキャッシュフロー計算書が決算書の一つとして提出を受けることとなるところでございまして、監査事務局といたしましては平成25年度決算におけるキャッシュフローの計算書を独自に試算させていただき、意見に加えさせていただいたところでございます。キャッシュフロー計算書は、現金がどのよう

な形態で存在しているのか、それを業務活動、投資活動、財務活動、この3つに大別をしてあらわすことをごさいますして、現金等残高があることにより、全てのキャッシュフローがマイナスになる、そんなことはあり得ないということから精査をした結果、マイナスとプラスを取り違えていたということが判明したところをごさいます。今後はより慎重に審査を行い、意見を申し述べる所存でございます。

このたびは議員の皆様、関係職員の皆様に多大な迷惑、不信感を抱かせてしまったことに心よりおわびを申し上げますとごさいます。まことに申しわけございませんでした。

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

### 総括

委員長

最初に、総括についての説明を求めます。

山崎部長

(総括について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑に入りますが、冒頭決定したとおりの審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にわたらないよう質疑願います。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

窪之内

それでは、1点ですが、説明がありましたように形式的な収支では確かに黒字なのですけれども、監査の審査意見書の2ページにあるように単年度収支ではマイナスという状況ですよね。ただ、単年度収支がマイナスということはこれまでも何度かあったと思うのですけれども、財政の健全化比率では悪くない数字を示しているということもあって、収支の結果を見るとかなり支出済額そのものが率としては少ない、その支出を抑えたからこそ形式的にはプラスになった。しかし、単年度収支ではプラスにすることができなかつたわけですが、こういった経過をどのように、健全化比率だけで見るといい方向なのかなと思う面はあるのですけれども、こうやって単年度収支が黒にできなかつたということを見るとやはり厳しいという財政の中で頑張つたということなのかなと、ぎりぎり経費も節減しながら頑張つたと捉えたほうがいいのかと思うのですけれども、この辺についての評価についてお伺いしたいと思います。

高橋課長

まず、委員のご指摘のとおり、前年度の実質収支との比較で2,700万円の赤字となっております。ただ、内容的に申し上げますと、さらに基金についても前年度比較では赤字となりますので、単年度収支の赤字としては5,800万円ほど赤字となっております。ただし、予算の比較でございますけれども、当初予算では5億1,000万円ほどの基金繰り入れを見込んでおりましたけれども、この部分については大幅に基金繰り入れをとめているというような状況もございます。そのような状況から、トータル的には25年度の決算についてはおおむね順当な決算であると考えております。この基金の繰り入れをとめることができた要因といたしましては、国の要請によります人件費の削減でますとか、市税収入の上振れ、それから地方交付税、特に特別交付税が増になったというような要因がございます。さらに、事業としては元氣臨時交付金等を使いまして経済対策等も十分に行ったということをごさいますので、将来に向けて残していく施設等について手を入れることができました。それから、土地開発公社の解散をしたということ、それから総合福祉センターも廃止をしているということで、財政的な将来負担の軽減に向けても動くことができたということから、実質収支的

には先ほど委員がおっしゃられたとおりマイナスになっておりますけれども、平成23年にも実質収支マイナスということが起こっておりますので、実質収支の部分を見るだけではなくて、全体的な今申し上げたようなトータルな決算状況から、おおむねよい決算であったと考えております。

委員 長  
渡 辺

ほかに質疑ございませんか。

先ほどの会計別決算総括表の2ページ、3ページにわたっての一般会計の説明がありました。その説明の3ページで歳出の執行率が89.1パーセントということがありましたが、繰越明許費が1,800万円程度と言いました。したがって、その1,800万円程度はこの執行率の100パーセントの中で11パーセントぐらいあるのですか、その中の何パーセントぐらいになるのかお答えいただきたいと思います。

堀課長補佐

歳出の執行率についてのご質疑がありました。実質収支のところでありました繰越明許費の1,800万円というものは一般財源でありまして、事業費ではございません。事業費にいたしますと繰越明許費の額は約20億円ということになりますので、その部分で歳出の率がこのような状況になっているということでご理解をお願いいたします。

高橋課長

窪之内委員のご質疑の答弁に1点訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど実質収支で2,700万円の赤字と申し上げましたけれども、この部分は単年度、前年度との比較の差し引きが赤字ということでございますので、そのように説明を訂正させていただきたいと思います。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上で総括の質疑を終結いたします。

それでは、款別の審査に入ります。

所管からは、50万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けることといたします。

#### 議会費

委員 長

議会費の説明を求めます。

菊井事務局長

(議会費について説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上で議会費の質疑を終結いたします。

#### 総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費

委員 長

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費を一括して説明を求めます。

山崎部長

(総務費から災害復旧費について総務部が所管する部分等について説明する。)

樋郡部長

(市民生活部が所管する総務費について説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

関 藤

それでは、総務費に関しまして、先ほど説明を受けましたけれども、まず91ページの庶務事務に要した経費の中の旅費と交際費についての詳細についてお伺いいたします。この交際費、旅費の範囲、例えば旅費、交通費、航空運賃等で不用額が出てきたというご説明を受けました。この旅費の中には宿泊費や何かは含まれているのかどうか。そしてまた、交際費はどのような範囲までが交際費として認められているのかお伺いいたします。

同じページの一番下、職員研修に要した経費、これにつきましても前年比から見ると180万円ほど減となっておりますが、これもいろいろな不用額ということでご説明受けましたが、研修の内容とこの費用に対する費用対効果についてどのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、93ページ、外国青年招致事業に要した経費、ここも不用額としていろいろな安価な交通費とか継続雇用とか説明を受けましたが、要した経費で1,432万円ほどということで、これは多分人件費の3名分に当たるのかなと思いますが、外国青年招致事業の人員、多分3名だと思っておりますが、活動内容と、それからまた勤務時間がどのようになっているのか、いろいろな候補の中で外国青年の活動事業、イベント等に参加されている事業等は目にしておりますけれども、実際の活動内容がその3名ではどうなのかと、勤務時間等についての詳細をお伺いいたします。

続きまして、同じページの企業誘致推進に要した経費、ここも同じように旅費等が昨年度から見ると50万円ほどアップになっております。そしてまた、交際費が4万5,000円ほど計上されておりますけれども、先ほどの交際費と同じようにこの交際費がこれで十分なのかどうかということをお伺いいたします。

次に、103ページ、先ほどご説明受けました未来へつなぐ市民力推進事業の補助金、不用額が先ほどご説明がありました。その中で、昨年から見るとこれもやはり約100万円申請が少なく、前期は多分市民税1%という形の事業だったかと思うのですが、未来へつなぐ市民力推進事業での審査の基準というのはどのようになっているのか、基準を緩和するともう少し活用が生まれるのではないかとと思うのですが、その申請の基準等についてご説明をお願いいたします。

最後に、113ページの各種統計調査に要した経費ですが、これは昨年度から見ると大幅なアップで、前期は多分89万円ぐらいだったかと思うのですが、今回は500万円を超えているわけで、ふえた調査内容があって人件費増ということだと思うのですが、その調査内容の中身についてお知らせ願います。

堀之内室長

交際費について私のほうからお答えさせていただきます。

交際費の範囲ということでございましたが、滝川市長交際費支出基準に定められております。内容としましては、祝儀等、それから会費等、それから弔慰、葬儀等の経費、それから渉外、それから賛助、賛助については大会等に関する賛助ですとか、そういったもので、その他市長が特に必要と認める経費ということで定められているところであります。

山内課長

ただいまの関藤委員のご質疑、外国青年招致事業につきまして、活動内容と勤務時間ということでございましたので、お答えさせていただきたいと存じます。勤務時間につきましては、関藤委員も既にご承知かもしれませんが、週35時間、1日7時間という時間になってございます。現在のところ9時から、お昼休み1時間をはさみまして5時までという時間帯になってございます。ただし、週末にイベント等がございましたら、それにつきましては振りかえ等を

活用させていただいております。また、勤務の内容につきましてですけれども、現在既にご承知のとおり英語圏の国際交流員、それから中国語圏の国際交流員、それからモンゴル語圏の国際交流員、3名おりますけれども、英語と中国語のほうにつきましては教育施設等の訪問、それからイベント企画、運営、国際理解、語学講座、それから観光パンフ等の多言語化等で活躍していただいておりますけれども、モンゴル語につきましてはこれらに加えて、特に現在モンゴルの研修員、こちらにつきましては横綱白鵬関プロジェクトの絡みでございます、農業技術支援を主体的に行っている現状であります。

小畑課長補佐

ただいまご質疑いただきました職員研修の関係でお答えいたします。

まず、1つ目の前年度の決算額との比較でございますけれども、前年度の決算額に対して124万3,000円程度減額になっておりますけれども、この主な中身につきましては、職員の派遣研修をしておりますけれども、職員の派遣が2年の期間ということで、友好親善都市の名護市、それから北海道庁ということで、職員の交代の時期がちょうど平成24年度の年度末でありまして、職員を帰任させるのと、25年度新たに行く職員を赴任させる等の旅費が約90万円程度ありましたことから、25年度はおおむねそれらを減額しているところでございます。それから、職員研修の内容ですけれども、まず役職ごとに求められる基本的なスキルあるいは知識を身につけるための一般研修のプログラムというのを用意しております、例えば課長職ですと管理職としてのリスク管理ですとか、それから課長補佐職についてはリーダーシップだとかマネジメントだとか、あるいは若手担当職員については基本的な法務能力ですとか、そういった役職段階ごとに基本的な研修としてこういうものを受けましょうということを勧めております。そうした一般研修プログラムに基づきまして、札幌にあります北海道市町村職員研修センターへ派遣をしたり、あるいは市役所に講師を呼んで集合研修ということで実施をしてきております。あと、それ以外に一般研修以外に特別研修ということで、市町村アカデミーですとか、その他札幌の研修センターに、専門的な知識ですとか技術、あるいは必要なスキルについて直面する課題に対応するために職員の能力開発を図るということで派遣のほうも進めております。こうした研修を通じまして人材育成というものを進めてきております。その費用対効果という部分につきましては、研修報告、研修の成果を報告させるようにしておりますけれども、それぞれ学んできた職員の研修成果報告書を見ますと、おおむね基本的に力をつけることができたとか、成果があったという報告も受けておりますし、それぞれに課しています基本的な能力を開発するという部分で派遣しておりますので、そうしたことも達成できていると思っておりますし、専門的な研修についても専門分野に生かされているのではないかなど効果を分析しているところであります。

稲井課長補佐

最後にご質疑いただきました統計調査の関係でございますけれども、24年度と25年度を比較しまして、25年度の新たな調査要素でありますけれども、まずは経済センサスの基礎調査、準備として入っております。また、住宅・土地統計調査、これは非常に事業費が大きく500万円ほどありますので、主な増加要因はこの調査ということと言えます。また、今年度行っております農林業センサスの準備、それから商業統計調査の準備、こうしたものが25年度非常にボリュームのある内容として法定受託事務として行っている内容でございます。

阪本課長 関藤委員の企業誘致の関係と交際費につきましてご報告させていただきます。まず、旅費の関係ですけれども、基本的に鈴木副市長の活動費といたしまして190万円ほど予算をつけさせていただきまして、ほぼ予定どおりに旅費につきましては支出をさせていただいたところでございます。平成24年度の50万円残につきましては、鈴木副市長の1年目ということもありまして活動時期が遅くなったということで、50万円ほど予算を残したところでございます。交際費につきましては、十分予算がついているところでございます。

工藤所長 それでは、市民力推進事業補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましてはご存じのとおり前段市民税1%事業ということで平成22年に創設された補助事業でございます。当初から3年間を上限に補助するというようになってございます。平成25年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり22、23、24年ということで、22年に補助申請した事業につきましては24年度をもって補助が終わっているということがございまして、24年度と比較して25年度決算では約100万円の減となったところでございます。なお、審査基準につきましては、こちらのほうの事業、当初から市民みずからが行う公益的、社会的貢献事業、地域の課題解決になるための事業、また他の地域への波及効果が期待できる事業、複数年にわたり継続される事業が対象になっているわけでございます。また、この決定に当たり審査会を設けておりまして、現在5名の審査員が審査に当たっているわけでございます。目的によりまして6項目をそれぞれ審査員が採点した中で決定するというところでございまして、そういったことから申し上げまして、件数が減ったということにつきましては前段申し上げましたとおり3年間経過したということが大きな理由になったかと承知しております。

原田主査 関藤委員の先ほどの旅費について宿泊費が入っているかどうかというご質問だったと思うのですが、こちらのほうにつきましては旅費につきましては宿泊費、または日当等を含めて支出しております。

関 藤 大体わかりました。そこで、2点ほどもう一度お尋ねいたします。外国青年招致事業の件につきましてはお聞きしましたが、9時から5時までの勤務体制というのは、これは基本的なことであるのでよくわかるのですが、人数は中国、モンゴル、英語圏ということで3名で間違いないということですね。いろんなイベント等に参加されることで活用されているのだと思うのですが、9時から5時まで毎日イベント等があるわけではないと思うのですが、毎日の活動内容をもう少し詳細にお伺いいたします。それから、2点目として、企業誘致で副市長が出張されて旅費等を支出されるのは特に問題ないのですが、交際費の部分、これで十分充当されているというご答弁いただいたのですが、4万5,537円ということで計上されているのですが、交際費というのは、旅費で行っている金額から見るとかなりの回数出られていると思うのですが、一般企業でいう出張に行くと相手方と交渉したり、いろいろなことがあるのですが、そこでお茶一杯飲んだとしても、ここら辺でコーヒーが300円、500円で飲めるのが向こうでホテルなんかへ行くと1,000円以上かかったりするところがたくさんあるわけですね。そういった中で、この4万5,537円というのは十分なのかというのが非常に疑問に思うのですが、その点だけご答弁をもう一度お願いいたします。

山内課長 再度のご質問ということで、外国青年の日常的な業務ということでありますけ

れども、まずモンゴルの国際交流員につきましては常時研修に随行していること、またそれにかかわる翻訳等の業務が非常にございまして、この時間の中では本当にいっぱいいっぱい頑張っていたような状況でございます。研修員につきましては夏季しか来ておりませんが、冬期につきましてはその受け入れ等の準備、それからまとめ等をやってございますので、この時間の中で有意義に活動させていただいております。また、英語の国際交流員につきましても、教育施設等の訪問、昨今英語教育への熱が入っている状況から非常に引く手あまたでございまして、さまざまところに出張いたしております。また、イベント企画、国際理解等の事業についても非常に多く、さらにはさまざまな当市で進めております外国人観光客受け入れにかかわる観光パンフ等の多言語化、翻訳、助言等にも力を発揮してもらっているところであります。また、観光客がふえておりますので、緊急時の対応で例えば事故に遭われたとか、けがをされたという方、それから案内等のお電話をいただいた場合もすぐに出向けるような体制を業務の中でもとっている状況であります。同様のことが中国語の国際交流員にも言うことができまして、こちらのほうにつきましては、特に中華圏からの観光客等もふえておりますので、中国語版のフェイスブックになりますウエイボー、またフェイスブックのほうでも市内の観光情報等の発信をさせていただいております。また、昨今周辺定住自立圏等の促進もされておりますことから、周辺の自治体からも若干緊急時の対応も求められることがございますので、こちらのほうも若干のお手伝いをさせていただいているのが現状でございます。

阪本課長

交際費の関係でございますが、細かくご説明しなくて大変申しわけございませんでした。まず、企業誘致の関係につきましては、企業誘致の相手方と会食する場合は食糧費のほうで今回13万9,450円支出させていただいております。交際費のほうにつきましては、企業に訪問する際にお土産とか持っていくものに使わせていただいているところで、合計で約18万円ほど費用として支出させていただいているところでございます。

関 藤

交際費について18万円ほど、食糧費も含めてということで、本当は鈴木副市長にこれで十分ですかとお聞きしたいのですけれども、もしご答弁いただけるのだったら、これで十分でしょうか、それがまず1点目。

もう一点は、国際交流のほうなのですけれども、多岐にわたる業務があるということで承知はするのですけれども、なかなか多岐にわたる部分というのは私どもには見えてこないのです。それで、最後に、例えば英語圏、出張されているということで、また定住自立圏の構想で他市町村への協力もされるということなのですが、多分他市町村の協力というのは定住自立圏で今後検討を十分したほうがいい分野ではないかと思うのです。滝川はこれだけの小中学校がございまして、近隣市町村は1小学校、1中学校ということになれば、例えば国際交流で今3名使っているのを4名にして、多分交付税措置されるのでしょから、そうすると他市町村に配置することでそこで協定を結べば、また他市町村からわずかながらでも多分お金を得ることができるのではないかと思うのですけれども、他市町村への協力というのは今ご答弁いただいたので、協力体制というのは定住自立圏にあわせて考えていく余地はあるのでしょうか。

鈴木副市長

企業誘致に係る交際費ですが、民間にいたときの感覚からいきますと、正直ほとんどないに等しいということでございます。ただ、おつき合いの中で民間の

企業各社とも、こうしたものを自治体は持てないということで皆さん認識していただいていますので、ほとんど、現実には夜の時間とかで情報交換を実はいろいろしたいのですけれども、現実問題としては向こうも誘わないし、こちらも誘わないということで、大体1日3件ぐらい回の中で昼間の時間を使って仕事をしているというのが実態でございます。ただ、特にそれで支障は感じておりません。

山内課長

多岐にわたっている内容等についてご理解いただきましたこと、まことにありがとうございます。定住自立圏でございますけれども、あくまでも現在のところは視野に入れながら、若干着手というか、進めているというか、お手伝いさせていただいているという状況でございますので、今いただきましたお言葉を受けながら今後前向きに検討したいと考えてございます。

委員 長  
木 下

ほかに質疑ございませんか。

私のほうからは四、五件質疑させていただきます。

まず、91ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、庶務事務に要した経費、その他諸費1,462万4,620円の主なものの内訳。

次、93ページ、2款総務費の総務管理費の一般管理費、企業誘致推進等に要した経費238万6,242円のうち、その他諸費41万1,195円の内訳をお聞きします。

次に、93ページ、ふるさと納税の推進に要した経費33万5,686円の主なものでいいので内訳をお聞きします。

次に、99ページ、2款1項総務管理費の4目財産の取得、管理及び処分に要した経費のうち、ふるさと基金積立金636万4,000円、平成24年はなかったのですけれども、目的は何かということをお聞きします。

土橋係長

木下委員からの庶務事務に要した経費のうち、その他諸費の主な内訳というご質疑にご答弁させていただきます。

まず、1点目としましては、委託料が約474万円となっております、これが最も多い経費です。これは、主に例規集のデータベースの追録更新ですとか、例規集のシステムの保守、また印刷センターの業務委託などに要した委託料となっております。2点目としましては、消耗品費です。こちらが約431万円でございます。これは、主に庁舎全体で用いますコピー用紙ですとか印刷用機器に係るインク等の消耗品、そういったものの購入に要した経費になっております。その他大きなものとしたしましては、使用料及び賃借料といたしまして約357万円ほどございます。これは、主に庁舎全体のプリンター機能とコピー機能を兼ね備えました複合機に係る使用料などに要する費用になっております。これらの主なものの合計で約1,262万円となりまして、残り差額の約200万円につきましては報償費ですとか印刷製本費など、その他いろいろな諸経費の合計となっております。

阪本課長

企業誘致の関係の41万1,195円の内訳についてご報告させていただきます。

まず、消耗品5万5,917円、これはインクジェットプリンターや参考図書となります。食糧費13万9,450円、これは先ほど説明したとおり企業誘致等の会食でございます。印刷製本費9,555円、これは副市長の名刺代でございます。通信運搬費が7万7,328円、これは産業振興課で持っているアイパッドの通信費でございます。使用料及び賃借料4万1,270円、これはタクシー代とか高速代となっております。最後に、備品購入費8万7,675円については、インクジェットのプリンター購入費などとなっております。

原田主査

まず、木下委員からご質疑のありましたふるさと納税の推進に要した経費ということですが、主なものということで、通信運搬費14万円、これにつきましては寄附をしていただいた方への特産品の郵送料等でございます。続きまして、印刷製本費9万9,750円、こちらにつきましてはふるさと納税の宣伝のチラシといひましようか、振り込み票のついたチラシを作成しております。続きまして、報償費8万9,600円、こちらにつきましては現在特産品ということで菜種油を送付させていただいているのですけれども、その料金ということになります。もう一件のふるさと基金のことでございます。ふるさと納税を初め、市に寄せられた寄附はその年度に事業化するか、そうでなければ後年度に事業化するというように使っております。一旦目的に沿った基金、または施設整備政策基金にこれまで積み立てを行っていたところなのですけれども、平成26年3月20日に基金を新設しまして、従来施設整備政策基金に積み立てていたものにつきまして後年度におきましてもより寄附者の意向に沿った施策に使えるよう、平成25年度、ふるさと基金を創設したところでございます。

委員 長  
小 野

ほかに質疑ございますか。

それでは、7点ばかり、多少重複することがあるかもしれないので、ちょっと質疑の内容を変えさせていただきます。

まず、93ページ、2款1項1目、今ありました一般管理費の中のふるさと納税の推進に要した経費の中で33万5,680円とありますけれども、納税した額との差額は幾らなのか、それをお聞きいたします。

それと、もう一つ、企業誘致推進等に要した経費、関藤委員から今いろいろなお話ありましたけれども、その中で鈴木副市長の行動を別にチェックするわけではございませんけれども、内訳で訪問企業数、それと行き先の地域のトップということで、また延べ回数と延べ人数を教えてください。

それと、99ページ、2款1項4目財産管理費の中でストックマネジメントの推進に要した経費とありますけれども、これの主な支出費目と金額。

それと、101ページ、2款1項7目で市民生活推進費、公害防止啓発に要した経費があるのですが、自動車騒音測定の業務委託料とあります。これの委託先、それと調査日数と人数、それと測定場所。

それと、113ページ、2款5項1目、各種統計調査に要した経費ですが、これもちょっとダブるかもしれませんが、これの調査人数と期間、日額であれば幾らか、月額であれば幾らか、それをお聞きします。

原田主査

最初にご質疑いただきましたふるさと納税の歳入と歳出の差額ということですが、平成25年は127件、382万2,000円ほどふるさと納税の寄附をいただいたところでございます。歳出が33万5,686円ということになりますので、差額348万6,314円で8.78パーセントほどの支出ということになります。1割を満たしていない状態でございます。

阪本課長

企業誘致の関係でご答弁させていただきます。

まず、企業訪問数ですけれども、主要施策の成果にも記載させていただいておりますが、延べ件数95件、うち77社をご訪問してきたところでございます。訪問先につきましては、道内が61カ所、道外が28カ所ですが、ほとんどが東京を中心に企業訪問をさせていただいております。

高橋係長

ストックマネジメントの推進に要した経費の内訳についてご説明いたします。

1つは、公共施設マネジメント計画策定の際に要した経費としまして、アドバ

イザーの報償費、アドバイザーの旅費、消耗品、合わせて17万2,237円です。続いて、公共施設利用実態調査に要した経費といたしまして委託料93万4,500円、地域づくり研修会に要した経費として講師の旅費及び消耗品で13万591円、このほか旅費21万9,180円、消耗品3,528円の合計146万36円となっております。

稲井課長補佐 統計調査に関するご質疑でございますが、まず統計調査各種ありますけれども、最も大きなものとして住宅・土地統計調査に関するご答弁とさせていただきます。まず、調査に係りまして指導員13名、それから調査員71名でございますけれども、調査区として173調査区プラス9調査区ということで種別で分かれていますけれども、こちらを対象といたしまして、調査員に対しましては1,850円掛ける173調査区、32万円と、それから別の調査区におきましては2,200円掛ける9調査区、1万9,800円ということで報酬を均一割でお支払いをしております。また、月額払いではなく、委任しております期間払いということでございます。

大橋係長 自動車騒音測定評価業務の関係についてでございますが、契約した業者に関しましては札幌のエヌエス環境でございます。調査内容につきましては、新町、東町、江部乙町の7区間で距離がそれぞれ0.2キロから1.2キロでございます。調査対象戸数は1,828戸でございます。調査期間でございますが、現地の測定と資料作成等がございます、これで6カ月間でございます。

稲井課長補佐 先ほどの統計調査の答弁につきまして答弁漏れがございまして、統計調査の期間でございますけれども、住宅・土地統計調査の期間として任命期間が8月8日から11月7日までの3カ月間、これが指導員に対する任命期間、それから調査員につきましては8月26日から10月25日までの2カ月間ということでございます。

小 野 聞き漏れしたのですが、企業誘致の推進に要した経費の中の延べ人数は述べられたかどうか、確認します。

阪本課長 済みません、延べ人数ですね、間違っただけでございましたので、申しわけございませんでした。

委員 長 渡 辺 ほかに質疑ございますか。それでは、ご質疑いたしますが、時間の関係で款項目とかを省略してページ数とか備考のところだけでいきますからよろしくお願ひします。10点ほどありますので、お願ひします。まず、97ページの庁舎等の維持管理に要した経費の燃料費、光熱水費がございまして、灯油が上がったり電力料金が値上がりしたりしておりますが、昨年の予算の審議のときよりそれぞれ値上がりしているのですが、予算内でおさめていると。大変いいことなので、どのような工夫をされているのかをお聞きします。次のページのほう、99ページでございます。ふるさと基金積立金のその下のその他の諸費、14万円超過というようなことがあるのですが、主なものをご発表いただきたいと思ひます。次の101ページに参ります。備考の空き家等の適正管理に要した経費、たしか14万2,000円ほどだったはずなのですが、53万円になって実に4倍ほどにふえているのですが、危険家屋等の補修、撤去の工事のどこなんでしょうか。基本はとにかく持ち主にやらせると言っておりますが、そこをご発表いただきたいと思

います。

コミュニティ施設管理代行負担金、予算より19万円ほど残しているのです。12館の運営は、運営委員のボランティアで冬囲いとか窓ふきがどこも行われているのですが、1館当たり平均すれば166万円ほどで大変少ないと言っているところでまた19万円ほども残している。この理由について説明をお願いします。

次、103ページのほうへ参ります。備考中の町内会活動促進事業補助金です。本当に少ないのですが、たしか100万円の予算だったのでないでしょうか、それがそれほどの補助金とは、制度、仕組み、これは問題ないのか。先ほどの未来へつなぐ市民力推進事業と同じです。補助の基準が厳しくないのかなと思っています。ここら辺の少なかった理由についてご説明をお願いします。

総合福祉センターの廃止準備に要した経費、これぐらいは言えるのではないかと思うのですが、そこで廃止するときの予算の使い方とともに、廃止するときには大量の机や椅子があったはずなのです。その机や椅子が、12のコミセンにあなたのところのコミセンは要りませんかとか、何か不足しているものはありますか、総合福祉センターが廃止になりますと、こういうものが一切なかったのであります。そういうところが各コミセンの経費節減にもなると思うのですが、その経緯を説明してください。

105ページ、地域の元気臨時交付金事業に要した経費が6億円もあるわけですが、この事業のそれぞれの仕分け、5つの仕分けは結構なのですが、決算ですから、6億円の中身として公共施設改修事業はどことどこということで記録すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

107ページ、市税の賦課事務に要した経費のその他が1,000万円を超えているのですが、これも1,000万円超えたものをその他というのではなくてもう少し、予算書のそれと同じではなくて説明を加えたらいかがなものでしょうか、こういうことをございます。

市税等の徴収事務に要した経費、法人、個人ともに滞納の金額です。一般論で結構ですから、法人は幾ら幾ら、個人では幾ら幾らということをお聞きしたいと思えます。

以上総務費でありましたが、弁護士を顧問にしていると思うのですが、その弁護士費用というか、弁護士料というのか、弁護士にお上げしている報償というのか、そういうものがちょっと見えないのですが、どの項目で幾らぐらい払っておられるのか、これをお願いします。

委員長  
渡辺  
委員長  
原田課長補佐

渡辺委員、9点目の滞納業務について、これは取り消してよろしいですね。

はい。

歳入で行ってください。

空き家の適正管理に関するご質疑ですけれども、空き家につきましては原則所有者にやってもらうということになります。話し合い、決着を見ない途中で危険が大きいと判断した場合にはやむを得ず市のほうで手をかけなければならぬかなと考えております。予算時では14万2,000円の予算しか持っていなかったのですけれども、危険回避措置を要するというものが5件ありました。47万円ほどお金をかけて25年度行ったのですけれども、事業内でのやりくりがつかない部分については流用で対応させてもらったということになります。

遠藤係長

99ページのその他諸費の内訳についてご説明いたします。

保険料といたしまして建物総合損害共済の分担金110万2,046円、委託料といた

しまして市有地の草刈り、用地測量、確定測量などの委託料といたしまして440万6,917円、その他西町学生会館の給湯器のリース負担金といたしまして148万6,800円、主なものといたしましてはその程度でございます。

横山課長補佐

コミュニティ施設の管理代行負担金の関係のご説明をさせていただきたいと思っております。

管理代行負担金につきましては、コミュニティセンター12館につきましては4月当初に契約をいたしまして、これが1,924万4,000円ほどでございます。それに加えまして、実は昨年流動的な要素がございました。東滝川転作研修センターに体育館が増設されるということで、これを11月、12月、完成した時期に変更協定を締結しております。これが当初予算の段階では11月末完成ということで予定をしておりましたが、昨年度他の工事も相当予想されるということで、12月末までの完成ということで実際の契約を締結しております。これに伴いまして、東滝川転作研修センターの増額分の除雪費、燃料費、光熱水費に係る管理代行負担金が19万円ほど少なく積算できたということで、総額で協定を締結したところでございます。

吉住課長補佐

総合福祉センターの備品に関するご質疑にお答えします。

4月1日、総合福祉センターが閉館をいたしましてから、備品の使用につきましては各所管を通じまして所管する施設での利用につきましてご検討いただき、内覧をした結果、それぞれ引き渡しを行ったところです。ただし、机、椅子につきましてはやはり人気が高く、各施設の要望に十分お応えできなかったということがございます。

松本係長

燃料費、電気料等の節減についてどのような工夫をされているかという質疑ですけれども、こちらに関しましてはクールビズやウオームビズの徹底や使用していない場所の小まめな電気の消灯等により、職員が一丸となり電気料等の経費の節減に努めているということと、あと電気料金の関係だったのですけれども、電気料金の値上げが滝川の庁舎に関しましては契約の日が4月1日ということになっておりますので、実際値上げの影響が大きく出るのが4月1日以降ということで、25年決算においては大きな影響を受けていないということも原因として考えられます。

万年係長

105ページの地域の元気臨時交付金に要した経費につきましてですが、これにつきましては予算に対します決算ということでこのように書かせていただいております。この内訳といたしましては、事前に配付しております参考資料の25ページから29ページまでに一覧として載せておりますので、ご了承願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

工藤所長

私のほうから町内会等活動促進事業補助金、決算額2万7,500円ということで予算に対して少ないのではないかとご質疑でございますけれども、こちらの補助金につきましては、ご存じのとおり未来へつなぐ市民税1%事業が3年を経過したということに伴いまして、25年度に一部見直しを行い、新たに創設した補助金で、町内会等が地域の触れ合いを目的に実施する新規のイベント事業に対して補助するものでございます。25年度の補助事業、先ほど申し上げました申請が1件、2万7,500円となっております。利用が少なかった主な理由といたしましては、新規の補助制度ということと、町内会ではイベント事業を初め事業計画は通常総会前であり前年度に計画することなどから、補助金の対象であります新規のイベントを当初事業で計上できなかったことが要因と考

えております。

渡辺係長

市税の賦課事務に要した経費のその他諸費の内訳でございますけれども、主なものを何点か抽出させていただきますと回答させていただきたいと思っております。まず、1点目、臨時的任用職員の賃金として約160万円、市民税、資産税担当分の消耗品ということで事務用品、図書購入ということで90万円、納税通知書等の印刷として144万円、委託料といたしまして、HARPということでエルタックスの委託料等でございますけれども、こちらは市民税関係ということで200万円、資産税のほうにつきましてデジタル地番図等の保守委託料、あとは地番図等の修正業務といたしまして340万円、負担金補助及び交付金ということで地方税電子化協議会の負担金で約64万円の支出となっております。

小畑課長補佐

最後にご質疑いただきました顧問弁護士の顧問料ですけれども、計上しておりますのは217ページの職員費の給与等に要した経費の嘱託職員の中に月額報酬が入っております。顧問弁護士にお支払いしております月額報酬額は7万円ということになっております。

渡 辺

それでは、再質疑でございますが、まず町内会活動促進事業補助金です。2万7,000円と100万円の予算というのは大違いなので、こんなに応募が少ないのであればということで次のときにカットになる要素が多いのではないかと思います。そうならないような補助基準の見直しなどが問題ではないかと、こういうふうに思うのですが、そこら辺をもう一度しっかりと、やっぱり継続は必要だという観点からご答弁をいただければと思います。

それから、総合福祉センター廃止ですか、もう終わったことは仕方ないというようなことのようにありますが、今後のために参考までに、緑町コミセンはそんなこと一切聞いていないということで、あれはどこへ行ったのだと、50周年をやるから少しもらったらいいのではないかと役員会でありました。いや、わかりませんとかと、こういうことになって、全然そういう情報がなかった。今後のために、これこそ市費の節約ではないかと思うのです。だから、各コミセンでもう少しいろいろなものが必要だという、こういう請求が上がるというよりも、こういう古くなったところからのいろいろな物品をしっかりと要望に応じて配分すると、こういうことが必要ではないかと思いますが、もう一度そのご答弁をお願いします。

委員長

渡辺精郎委員、町内会活動促進事業補助金の関係、ちょっと予算絡みの関係の質疑になっていたので訂正してください。

渡 辺

予算絡みにならないように訂正します。2万7,500円と100万円の予算の違いです。予算と決算が最後は2万7,000円と、この落差はひどいと思っておりますので、そのことについてご答弁願います。

工藤所長

それでは、町内会等活動促進事業補助金の100万円に対する2万7,500円と、少ないのではないかとということで再質疑でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これの前段、市民税1%事業補助金の見直しに伴いまして、町内会のイベント等については従前市民税1%事業補助金の中に含まれていたわけでございます。ただ、その当時、町内会、これは複数の町内会ということで連合町内会を想定しての補助対象となっていたわけでございますけれども、それでは単位町内会が催しをしたとき、そういったときの助成がないかということもございまして、また3年も経過したということもございまして、町内会独自に補助できる、そういった制度を目的に、なおかつ新規のイベントに限定さ

せていただいたのは、これは単位町内会でイベント等を実施していない町内会等もございます。町内会において、少しでもこの補助をきっかけに町内会の交流、きずな、触れ合いを深めてもらいたいということでこの補助金を創設したというのが本来の目的でございます。今回1件、初年度ということもございまして100万円と、これは相当大きく補助を予算計上させていただきました。これは、初年度ということもありまして、町内会が市内に273ございます。そういった町内会が手を挙げていただけるだろうということも見越して100万円としたところでございますけれども、先ほど申しましたとおり新規の補助ということと、これは25年度創設しました。24年度に町内会では総会の事前の事業計画というものを立てるといようなことがございまして、25年度にいきなり新規の事業でのイベントが開催できなかったということで1件だということだったかなと思いますので、今後すぐ取りやめるといことは担当としては考えてございませんけれども、少なくともことし1件ほどまたふえてきておりますので、今後広がりを見せていただければと考えております。

吉住課長補佐

今後備品の対応につきましては、きちんと情報が伝わっていきますよう十分配慮してまいりたいと思います。

委員長  
副委員長

ほかに質疑ございますか。

国庫補助金で総務委託金として自衛官募集の事務委託金というものが来ているわけですが、金額的には少ないのですが、どんな募集をしているのか、それぞれ掲示されているのは承知しているのですけれども、高校生にも説明会ですとか募集の文書等を配付しているのかどうか、まず1点目伺います。

次、95ページなのですが、ウエルカムプロジェクトのところですが、歳入で入ってきているのだけれども、どのように使われているかということ。ウエルカムプロジェクトのところでは、概要を見ますとアクセスが4,700件、問い合わせが15件と、それから詳しく書いてあるのですが、その人たちのその後のつながりというか、住んでみたいなというような、そういう思いにさせるようなつながり、リピーターとなり得るような働きかけ等はあるのか、そういうつながりを持っているのかどうか、その点と、それから103ページなのですが、一般乗り合いバスの運行負担金についてです。去年もことしも500万円以上を負担金として出しているのですが、路線バスに関する地域懇談会ではどのようなことが話し合われているのか。また、毎年負担金を出していくのだけれども、バスを見た感じでは乗客が非常に少ないわけですが、例えばバスを小型化するだとか、そういうような話し合い等は出ていないのか、そういうことを要望していくような考えはないのかということもあわせてお伺いいたしたいと思います。

尾崎室長

1点目のご質疑でございますけれども、自衛官募集事務委託金ということで3万4,000円の決算額ということでございますけれども、これにつきましては自衛官を募集するための広報、市の広報紙に掲載する、そのための事務の経費ということで計上しております。したがって、パンフレットにつきましてはうちのほうで配布は窓口ではしておりますけれども、個別に郵送ということはありません。それから、問い合わせがありましたら自衛隊の札幌地方協力本部、駅前にあります滝川地域事務所のほうにご紹介さしあげているということでございます。

稲井課長補佐

2点目のご質疑でございます。ウエルカムプロジェクトにつきましてリピーターに対する働きかけでございます。ウエルカムプロジェクトにつきましては、

平成17年度から行ってきておりますが、これまでの間なかなか、数字としては完全移住ということで大きな成果ということでは数字上はまだ見えてございませんが、おためし暮らしということで一定期間滝川に滞在いただく場合に民間のアパート等を活用いたしまして滞在していただくのですけれども、我々職員が対応する中でリピーターになっていただけるような丁寧な対応に心がけまして、季節移住というようなことではありますけれども、実際に毎年滝川を訪れていただける方もいらっしゃるという状況でございます。

また、3点目のバス運行に関しまして負担金500万円以上ということでございませけれども、毎年地域懇談会ということで各町内会さんですとか、それから老人クラブさんですとか、そういったところを一、二カ所回らせていただいております。その際にはバス事業者さんと市の職員と一緒に出席をしましてご意見を伺うということで、今後のバス路線はどのような形であれば乗車していただけるのかということも含めていろいろご意見を伺っております。まさに委員がおっしゃいましたバスの小型化につきましては、この懇談会の中でもたびたび指摘をされているところでございます。バス事業者さんといしましては、順次小型化を進めておりまして、入れかえ等も進めているという答弁がございませ。全て小型化にしてしまいますと実際乗客が多く乗る路線への使い回しがきかないですとか、さまざま効率的な運行方法については考え方があるようございませるので、そういったことを引き続きバス事業者さんとも話し合いながら、路線の維持に努めてまいりたいと思ひます。

副委員長

懇談会をやっていると、中ではどういふような意見があつたのかということ、小型化の件についてはわかりました。時間帯によつてたくさんの乗客がいる場合があると。ですから、この辺はぜひ進めていただいて、きっと負担金をこれだけ出してもまだバス会社のほうとしては少ないと思ひているのだろうと思ひうのだけれども、そこら辺の採算がとれるよふ運用の仕方というのをこれからやつていかにないといけなふなど、意見についてどんなのがあつたのかということをお聞きませ。

それから、ウエルカムプロジェクトについては、リピーターとなつてまた来ていふ方もいふということですが、ぜひ住民になれるよふに、冬に来られる方もいふのですか、そこら辺もきっと冬を心配されるのでないかなと思ひうのだけれども、そこも教えてください。

それから、高校生については直接学校に自衛官募集の説明に行つていふよふなことはないとおさえてよろしいのですね。

稲井課長補佐

バス路線に関しまして地域懇談会での意見でございませけれども、一例といましては、例えば冬場の停留所付近の除雪状況ですとか、これをよくしていただきたいというよふなことですとか、または例えばJRに対するアクセス時間、こふいふものが利便性が高まるよふにしてほしいですとか、こふいふことが意見の例としては出されてございませ。これを受けて、随時バス事業者さんのほうも改善、それからこふいふことができるかということはお考へておられるよふでございませ。

また、ウエルカムプロジェクトの冬場の関係でございませけれども、実際問題北海道に都市圏から訪れていただける方については、やはり夏場が中心となつていふのが実情であります。それに対するこれまでの取り組みですけれども、雪、丸加高原などでのかんじき体験とか、こふいふものも時期によつては織

尾崎室長

委員 長  
窪之内

りませながら誘致をしていたのですけれども、来ていただいた方もいる中で、数字的には冬場はやはり少ないというのが実情であります。

高校生の関係でございますけれども、市のほうで直接学校等に伺って説明をするということはありません。

ほかに質疑ございますか。

それでは、大変時間も迫っておりますけれども、件数が多いのですが、通告してありますので質疑いたします。

90から93ページの一般管理費に関して、1番目、表彰者選考審議会、選考基準、表彰基準の内容及び基準見直しについて、1回審議会を開いているようですが、それらについて審議はされたのかどうか伺います。

特別職報酬等審議会委員報酬、これは報酬を出されていますが、開催回数は事務概要にも載せられておりませんので、開催回数及びそこで出された意見について伺います。

市長の交際費ですが、先ほどの質疑で基準に沿って支出をしているということですが、その基準というのはどんなものなのか、小さな団体にも出ている、大きな団体にも出席している、その他香典の金額等にも基準があると思うのですが、その基準についてお伺いしたいと思います。

ふるさと納税の促進に要した経費、事務概要24ページに寄附者数などは記載されておりますが、市内、市外の人数について。それと、菜種は先ほどの答弁では多分郵送で届けられていると思いますので、それはいいのですが、各地の例を見ると本当に魅力的なお礼の品物が並んでいるわけです。こういうことをしないということが市の方向なのか、たしか菜種のほかに優待券がプラスされたと思っているのですけれども、インターネットを開いてみても魅力がないと思うのですが、その辺の市として進めてきた考え方についてお伺いしたいと思います。

次、企業誘致推進等に要した経費ですが、企業訪問の成果等については決算書の4ページに書かれておりますが、ここで書かれている成果以外に期待を持てるということで引き続き誘致に力を入れているということがあるのであれば、お伺いしたいと思います。それと、企業誘致活動については、ここで聞かせていただくのですけれども、商工費も含めて旅費等に充てられていると思うのですけれども、商工費のほうではそういうことなのですが、先ほどの答弁によるとこの企業誘致は鈴木副市長の旅費のみだとなっていたのですけれども、商工費関係も含めてやっているというのが予算時のことだったので、それで伺うのですけれども、旅費等に充てられた金額のうち議員あるいは民間人に支払われた金額とか、一緒に企業訪問を行った回数についてお伺いしたいと思います。

次ですが、94から95ページの企画費です。先ほどウエルカムプロジェクトに要した経費について大谷副委員長のほうからもありましたので、事務概要にも載っているのですけれども、おためし住宅の確保、情報の提供とあるのですけれども、どのような物件を確保して、どういった手段で情報提供しているのかと情報提供している物件数がどのくらいあるのか。その中に、今はもう終わりましたが、江部乙まちづくり研究会があったときに調査して、江部乙だけでも空き物件が90件以上あったはずなのですが、そういった物件の情報は提供されているのかということと、先ほどの答弁でもそういう方向なのかなと思うのですけれども、完全移住の成果は少ないということから、今は季節移住とかおため

し移住と市の方針が変更されたと受けとめていいのかどうかについてお伺いします。

次、96、97ページの財産管理費の市のマイクロバス購入費についてですが、飲み物ホルダーや荷物を置く棚が全くないわけです。これは、購入の際に検討された結果なのか、購入費が決算は予算より減っているのです。乗っていて正直不便を感じているということなので、この辺は検討した結果つけないということにしたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それと、財産管理費で聞くのですが、市保有の自転車についてはどこにも載っていませんでしたので、この自転車があるのかどうかということと、交通事故に対応した保険加入の有無と年度中の自転車による事故発生の有無についてお伺いしたいと思います。

次、100から130ページ、市民生活推進費、空き家等の適正管理です。先ほど危険な部分でやむなく行った工事については市の経費として支出しているわけですが、それは持ち主に費用請求するすべはないと確認していいのかどうか。それと、元江部乙中学校の校舎で今は日東が所有している建物について調査を行ったり、危険防止策の要請の有無がなかったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それと、江部乙コミセンのアスベストの調査を行ったのですけれども、その調査結果はどうだったのかについてお伺いいたします。

次、街路灯維持費補助金で事務概要に載っているわけですが、維持費補助金を支出している全体の本数は幾つかと、その中で水銀灯、ナトリウム灯、LEDの内訳についてお伺いいたします。

次、まちづくりセンターに要した経費で、違えばいいのですけれども、駐車場天井の建材についてアスベストかなという心配があるのですが、これは大丈夫なのか、調査等をやらなくても大丈夫であればいいのですけれども、そうした調査は行ったのかどうかお伺いいたします。

次です。108から109ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費で中空知広域圏戸籍システムの共同運用が25年10月から開始されましたが、された後問題点やふぐあいがあったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次、消防費、182から183ページ、防災費、全国瞬時警報システム整備工事が完了した後、システムを活用した警報情報が出された回数についてお伺いいたします。それと、防災作業車である4トンユニック車を購入したわけですが、購入後の利用頻度についてお伺いいたします。

次、212から213ページ、公債費の元利償還に利子から流用しているのですが、それは先ほど説明があった繰上償還をするためだったと思うのですが、そうした繰上償還をしたことで利子の分がどの程度安くなったのかについてお伺いいたします。また、こういう理解でいいのかどうかについてお伺いします。それと、一時借入金の利息なのですが、余りにも乖離がひどいので、2パーセントという予算計上そのものに問題があるのではと思うのですが、民間と国の利率の結果、0.数パーセントだと思うのですけれども、その一時借入金の利率の結果についてお伺いいたします。

次、職員費、216から217ページですが、職員の健康管理については事務概要9ページに各種健康診断が載っています。各種健康診断の受診率及びその中で要精密検査とされた人の人数と2次検査を受診した率についてお伺いします。あ

とは、長期病気休職者数、長期という1カ月と捉えていいのかどうか、ちょっとわからないのですが、その数、あと予算時点では超過勤務手当の金額等が書かれているのですが、決算時点では内訳はないのですが、超過勤務手当の結果の金額と昨年比でどうなったのかお伺いいたします。それと、超過勤務手当を支払われない役職者の超過勤務時間についてはどれぐらいになっているのかなというので、健康の面からも心配するわけですが、そうした超過勤務について調べていけば、お伺いしたいと思います。あと、育児休職、介護休職の取得者数と有休の消化率についてお伺いいたします。

委員長

答弁については昼からにしたいと思います。

この辺で昼食休憩にいたします。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 12:58

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

窪之内委員の質疑に対する答弁を求めます。

松本係長

窪之内委員の質疑に対して答弁させていただきます。

表彰者選考審議会において選考基準、表彰基準の内容及び基準見直しについて審議されたのかという内容の質疑ですが、表彰者選考審議会においては滝川市表彰条例及び施行規則において市長の諮問機関として設置されることとなっておりますが、平成25年度において表彰者の選考に係る審議はされておりますが、見直しに関しては特に審議されておりませんということで回答させていただきます。

続きまして、マイクロバスにおける飲み物ホルダーや荷物を置く棚の設置についての検討の有無ということですが、こちらに関しましては平成25年度に購入したマイクロバスということで、平成25年度社会資本整備総合交付金として60パーセントを受けて購入いたしました。厳しい予算の中であることから、できる限り経費を節減するために必要最低限度の装備での予算を計上して購入したところでありまして、飲み物ホルダーや荷物を置く棚が標準装備されていなかったところがございます。入札での購入となりましたが、予算額に対しまして200万円を超える入札差金が出たということにより、棚の設置等をしたほうがよかったのではないかという内容のご質疑であったと思いますけれども、当初の積算上では最低限の装備でぎりぎりの金額であり、入札した結果として差金が出たということでご理解していただきたいと思っております。なお、メーカーに問い合わせをしたところ、後づけでの設置は強度の関係で構造上不可能であるということで回答を受けております。何かよい対策を模索していきたいと考えておりますけれども、使用する方々には不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

あと、市保有の自転車の有無、交通事故等の事故に対応した保険加入の有無、年度中の交通事故の発生ということですが、市所有による公用自転車は庁舎における共用自転車として5台、庁舎において外勤が多い所属への配属自転車として3台、市庁舎外の施設に配置している配属自転車が18台の合計26台保有しております。また、交通事故等に対応した保険としましては、全国市長会による市民総合賠償補償保険に加入しておりまして、職員の公務により使用している自転車等による交通事故によって損害賠償の責任が生じた場合には、この保

険により対応することができます。現在のところ自転車の使用による損害賠償等が発生する事例は起こっておりませんが、今後も自転車を使用するに当たり、適正なルールやマナーを守った運行をするよう努めてまいります。

小畑課長補佐

ご質疑ありました特別職報酬等審議会の関係でお答えいたします。平成25年度中の開催は1回でございます。この1回の開催につきましては、任期2年の委員の改選期に伴う開催でありまして、委嘱状の交付をメインとした中身になっておりまして、市長の諮問に応じて開催したものではありません。ただし、特別職の給料月額あるいは議員の議員報酬等について現状に関する説明をさせていただきましたけれども、その中で特に意見はございませんでした。

堀之内室長

私のほうからは、公際費についてお答えいたします。まず、先ほど関藤委員からの質疑で公際費支出基準の範囲についてご説明申し上げましたが、金額の部分につきましては定められておりますのは弔慰、葬儀における経費の部分であります。これにつきましては、例えば市政功労者の方ご本人様が亡くなられた場合については香典が2万円とか、名誉市民でありますとか市議会議員、特別職、市職員本人というようなことでそれぞれ金額を定めているところであります。また、各種団体の総会等の出席の関係でいきますと、それに限らず、飲食等が必要な会合等全般のことでお答えしますが、先ほど申し上げました滝川市長公際費支出基準の中で社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものということで定められております。これを踏まえまして、まずご案内いただきました案内状の中に会費等が記載されている場合についてはその金額を支出しております。また、ご招待などの場合ですが、一般的に多いのはビールパーティーなんかが多いのですが、招待券が一、二枚送られてくるということがありますが、そういった場合お祝いとして5,000円を支出するなど、先ほど申し上げました社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱しないように心がけております。それ以外に、現金をお持ちする以外としてその会合の趣旨等を鑑みましてお酒などを入れさせていただいていることもありまして、ケース・バイ・ケースで対応しているというところであります。また、小さな団体、大きな団体ということでのご質疑もいただきましたが、基本にご案内いただいたものにつきましてははでき得る限り市長が参加できるものについては市長の参加となりますが、公務の都合上、副市長を初めとする各部長等が代理で出席する場合がございます。例えば団体の人数ですとか、そういったもので出欠の判断をしているものではないということをご報告させていただきます。

阪本課長

私のほうから企業誘致推進等に要した経費についてご回答させていただきます。質疑のメガソーラー、風力発電以外のことでございますが、平成26年度事業となりますが、現在夕張ツムラが旧畜産試験場跡地に進出してきたところでございます。薬草の栽培のほか、現在乾燥調製の建設についても協議をいたしているところでございます。ほかにも食品や農業関係の事業者とお話をさせていただいており、その中には滝川市を訪れ、市内での事業化に関心を持った企業もあり、現在も鈴木副市長を中心にこれまでのネットワークを生かし、企業誘致に取り組んでまいっているところでございます。また、議員あるいは民間人についての旅費の支出につきましては、商工費分もあわせましてご回答させていただきますが、公務協力者として民間の方3回、16万6,750円を支出させていただいております。議員に対する支出は、いたしておりません。

原田主査

窪之内委員からの質疑のふるさと納税についてのご質疑にお答えいたします。まず、市内、市外別の人数というご質疑に対してでございますが、平成25年度の寄附者数127人で、全て市外者ということになります。取り組み内容の件数としては、131件となっております。現在滝川市のふるさと納税は、滝川市を応援したいという思いで寄附をいただける市外居住者の方に限らせていただいております。市内居住者の方からのご寄附はふるさと納税としては取り扱っておりませんので、ご了承ください。また、寄附したくなるような呼びかけやお礼の品物についての検討ということでございますが、現在のふるさと納税の推進事業は平成23年度の検討委員会でまとめられたものでございます。当時の考え方としてふるさと納税の本来の趣旨を考慮し、特典目当てということではなく、滝川市とのゆかりを大切にす人々という観点から、心ばかりではございますが、滝川ならではの特産品として菜種油を特典とさせていただいたところです。しかしながら、最近ではマスコミにも大きく取り上げられており、特産品目当ての寄附が確かにふえております。状況も変化してきていることから、それに対応していくため、現在検討会議を再度開かせていただいております。寄附金額に応じた特典の見直しですとか、さらにクレジット納付の導入を検討しております。

稲井課長補佐

ウエルカムプロジェクトにつきまして3点ご質疑いただいております。

1点目、おためし住宅の確保、情報提供につきまして、25年度におためし暮らしの対象とさせていただきました住宅につきましては3カ所でございます。1カ所目は、黄金町の1DKのアパート1室でございます。それから、二の坂町のアパート、家財付きの1室、これはワンルームでございます。それから、ふれ愛の里コテージにつきましても4泊5日のプランで提供しているという、この3カ所でございます。情報提供につきましては、まずはホームページの掲載ということで市の公式ホームページ、さらには移住交流推進機構のホームページから入っていく方法がございます。また、北海道移住促進協議会でのホームページ、こういったところからアクセスができることになってございます。また、25年度の利用につきましては、前年の24年度におきましてこれまでかかわりを持っていただいた、または問い合わせをいただいた方々にダイレクトメールを送付するというところでのPRをさせていただきました。2点目の江部乙まちづくり研究会の空き家物件の関係でございますけれども、90件というお話がありましたけれども、これについて市のほうで物件として取り扱いはしている、またホームページに掲載しているということには至ってございません。1つの考え方でございますけれども、90件の方々の意向が物件についてどうされたいのかということも把握できていないということもまずございますし、宅建取扱者の資格の関係もあるかと思っておりますので、やはり不動産事業者さんをごらんの形で通すことがあり得るのではないかと思います。その中で一例として中空知住み替え支援協議会、こちらのほうに例えば物件を登録していただけた場合には、そこに子育て支援世帯が入居するなどすれば、また3割から4割の家賃補助が3年間入るといったメリットもございますので、そういったことも考えられるのではないかと思います。

3点目、力点が移ったのではないかとございまして、当初から完全移住はやはり最終の目標であります。当然人口問題にも関連しますし、定住していただきたいという思いは変わっておりません。ただ、近年ニーズが非常に

多様化しております、都市圏の方々はやはり雪を避けて夏場だけ過ごされたいということもありますので、江部乙においても実際に委員と一緒にそういったところに訪問した経過もあると思いますが、そういうニーズにも対応しながら、滝川市のメリットになるようなことであれば誘致をしていきたいという考えでございます。

原田課長補佐

空き家の適正管理に要したご質疑、2点あります。

まず、補修や撤去工事の費用請求についてということですが、空き家の危険回避措置は民法の事務管理規定に基づいて本人に成りかわって行うものでありますので、費用の請求もできるとされています。25年度において費用をかけ、業者による措置を行ったものについては既に破産して現在の所有者が不明の物件を除き、所有者本人にかかった費用の請求をしているところです。これらの案件につきましては、過去に再三話し合いをしたにもかかわらず、所有者本人が手をかけることができなかつたという事実もあり、今現在も納付にいたっていない状況にあります。今後も一部納付や分割納付を含め、納付に向けた交渉を粘り強く行っていきたいと考えています。

次、2点目ですが、元中学校校舎だった建物についての調査や危険防止策要請の有無についてです。委員がご指摘の物件につきましては、西11丁目のパークゴルフ場の近くにある元北辰中学校の校舎の一部で、その建物のことをおっしゃっていると思います。この物件については既に危険空き家として認定をされており、常にパトロールをするとともに、所有者とも再三にわたり交渉を続けていますが、今現在修繕や解体に対する意思表示は得られていない状況にあります。最近に限って言いますと、この物件に対して近隣住民の方々などから処置に関する要請が寄せられたという事実はありませんが、建物自体の損傷も進んできていますので、今後も所有者との交渉を続けながら、状況を見きわめて必要な時期に適切な措置をしていかなければならない物件として市としても把握していますので、ご理解願います。

横山課長補佐

まず、江部乙コミセンのアスベスト調査の結果ということでございます。昨年6月、住宅建築物安全ストック形成事業交付金を受けまして、江部乙地区コミュニティセンターのステージ、西側の公園に面しているシャッターで開く形のステージの下の部分のアスベストの含有率調査を実施したところですが、定性分析による試験の結果、アスベストは含有しないとの判定がなされたところでございます。

続きまして、街路灯維持費補助金の関係でございます。支出の全本数、それから水銀灯、ナトリウム灯、LED灯の内訳ということでございますが、街路灯の維持費補助金につきましては実は灯数ではなくて契約数で報告をいただいております。ですので、市としては正確に実際の灯数というのは把握しておりませんが、契約に基づいて把握している範囲でお答えしたいと思います。昨年12月時点の数値となりますが、水銀灯につきましては2,686灯、ナトリウム灯につきましては2,627灯、LED灯につきましては478灯、合計総体といたしましては5,791灯と把握しているところであります。

工藤所長

まちづくりセンターの駐車場天井の建材についての調査ということでございますけれども、調査、検査した結果、アスベストの使用はないということでございます。

黒川課長

戸籍システムの共同運用については、約1年経過いたしますが、特に問題はな

く順調に稼働しております。

青山係長

私のほうから、全国瞬時警報システムの整備工事が完了した後の警報情報の回数ということでございますが、工事自体は3月末に完成しております、4月1日から本稼働という形になっております。警報の回数ですが、大雨警報6回、洪水警報が1回、大雨特別警報が1回の合計8回となっております。

深瀬課長

4トンユニック車の利用状況についてのご質疑でございますけれども、昨年7月に防災作業所に4トンユニック車を配備いたしました。配備以後の8月中旬から9月中旬の降雨の対応のため、22日間稼働しております。また、街路樹や道路標識の撤去など、以前は業者に委託しておりました作業もユニック車を使いまして職員が直営で実施をいたしております。さらに、ユニック車のつり上げ能力は使いませんが、荷台がとても広いものですから、道路や公園などの地域の清掃で集めていただきました草や木の枝、そういったものの収集運搬などにも幅広く利用しております。

万年係長

私のほうからは公債費関連についてお答えさせていただきます。

まず、元金償還に利子から流用をかけたという理由なのですが、これは平成23年度繰越事業として行っておりました、23年から24年にかけて繰り越しました開西中学校の改築工事の事業です。この事業に関しまして起債借入れの時期が3月だったのでございますけれども、その後補助金の確定時期がありまして、補助金が予定していた額よりも多く入ってしまった。結果としてはうれしいことなのですが、その結果としてさきに借りた起債が多く借り過ぎてしまった。このために繰上償還が生じたということなのです。

続きまして、利子のほうです。一時借入金運用金利子、まず先ほどの4パーセント、2パーセントというのは起債償還の利息の部分だと思われるのですが、上限額を4パーセントと設定いたしまして、実際の借入れは2パーセントということでご了承願いたいと思います。そして、実際の一時借入金につきましては、国の利率は0.23から0.3パーセント、民間は0.41パーセントとなっております。民間のほうが高いわけなのですが、国から借りるには遅くとも1カ月前には手続をしなければならない。そして、あらかじめ返済時期を決めなければならない。余計な利息が発生してしまう。そして、急なことに対応できないというようなことから、地元の民間企業からの一時借入金を行っているところです。

小畑課長補佐

職員の関係についてお答えいたします。

まず、1点目の職員の健康診断の関係ですが、事務概要の9ページにございます種別が定期健康診断、特別健康診断等がありますが、この中で特別健康診断は100パーセントの受診率です。この中で一番下にあります婦人検診につきましては希望者ということでありますので、受診率のほうはちょっと把握しておりませんので、1番目の定期健康診断と3番目の総合健康診断の合わせた数字でお答えをさせていただきます。こちらのほうの受診率でありますけれども、97.0パーセントの受診率です。残り受診に至らなかった3パーセントの者については、たまたま病気休暇に入っていたとか、あるいは産前の休暇に入っていたとか、あるいはご主人の事業所で既に健康診断を受けたので、そのコピーをもらったとか、そのようなことが原因となっております。受診をされた職員の中で要精密検査の人数ですが、分母が565人おりますけれども、そのうち266人が要精密検査ということになります。ちなみに、要治療につきま

しては32人、これらを合わせますと分母の数字に対して52.7パーセントということになっております。この要精密検査の266人のうち精密検査を受診した率につきましては、最終的に受診したかどうかは把握しておりませんので、受診率は把握できておりません。

それから、長期の病気休職者の数というご質疑でしたけれども、長期ということで基準を定めてみようとしたときに、1つは病気休暇の上限が90日ということでありますので、病気休暇90日というところで平成25年度中に90日取得した者については3名の職員がおります。そのうち1名については、休暇をとった後に復職できずに病気休職に入ったという者が1名おります。

それから、次のご質疑で超過勤務手当の関係で昨年度との金額の比較ということでありますが、今年度は超過勤務手当8,202万2,184円ということで、昨年度が7,399万2,507円でありましたので、プラスの802万9,677円ということで10.9パーセントの増となっております。この原因につきましては、昨年度基幹系のシステム、住基だとか税だとかのシステムの入れかえがあった関係でそれに関連する所管で超過勤務手当が多くなったというのが原因でございます。それから、役職者の超過勤務時間については把握をしておりません。

それから、最後になりますけれども、育児休職者、育児休業と言いますけれども、育児休業を平成25年度取得した者については2名となっております。これはいずれも新規でございまして、前年度からの継続ということではなくて、2名については25年度中の新規の取得でございます。介護休暇というのがありますけれども、介護休暇においては、過去においてもそうですけれども、今まで取得した者はおりません。ゼロ名でございます。

それから、年次有給休暇の消化率ですけれども、職員に付与いたしました日にち、時間数に対して21.9パーセントの消化率でございます。日にち、時間数で申しますと8日と3時間というのが平均の消化率になっております。

それでは、順次再質疑をさせていただきます。

特別職報酬等審議会は1回開催されたということなのですが、例えば議員報酬の意見はなかったということですのでけれども、意見がないということ自体がどうなのかなと思うのです。議員報酬はずっと上がっていないわけです。そういう上がっていない状況とかいろんな状況を見て何も意見を言わない審議会というのは存続しておく意味があるのかなと考えてしまうぐらい、そういういろんな報酬とかを、今まで削減したりいろいろしているわけです。そういう中で議員の対応とか特別職の対応もあるわけですから、そういった中で本当に何も出なかったのかなというのは、ああ、そうですかと、何かを見てすぐに終わるような審議会、任期の関係でやったとは言っていたのですけれども、議題がそれだけだったから出なかったということなのか、その辺お伺いしたいと思います。それと、ふるさと納税では1点なのですけれども、滝川の場合は、市内は普通の寄附として取り扱っているということなのですけれども、市内でも特典を得られる。住民税でしたか、ふるさと納税での特典を得られるのだけれども、寄附の扱いは別になっていてもいいのですけれども、そういった特典のことについてはどうなのかなと、そういう特典は扱っていないのであれば、ふるさと納税だよと言って寄附する人もしない人もいるのかもしれないのだけれども、その辺の取り扱い方と寄附したことへの特典の扱いがどうかというのはちょっと整理してお話ししてほしいかなと思うのですけれども、それと1点、いろんな

窪之内

町村では事業費を明確にして、こういった事業をやりたいのだと、これに対してふるさと納税をしてほしいという呼びかけをしているところもあるのです。だから、ここにこういう建物をつくるためとか、ここをこういう改修をするためということで、呼びかけると賛同者が目的もはっきりしているということで寄附に応じるというケースもあるので、そういったことをほかのところとの関係で検討したことがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

企業誘致はいろんな意味で成果を上げられているので、頑張ってもらいたいと思います。

次ですが、マイクロバスの関係なのですけれども、後づけは不可能だということと言われてしまいましたけれども、車自体への後づけは不可能かもしれないのだけれども、工夫はできると、飲み物ホルダーをどうするかぐらいの工夫はできると思うのです。それで、今年度のことになるのですけれども、そういったことは検討していただきたいと思います。

あと、自転車ですが、自転車の保有台数というのは財産の保有にも載っていないし、物品か何かの保有にも載っていなかったと思うのですけれども、自転車の保有台数というのはどういう扱いになっているのかと、買ったときに消耗品扱いだから、それで財産目録とか何かには載せなくてもいいものなのかどうか、いろいろ調べてみたのだけれども、載っていなかったのので、お伺いしたいと思います。

次、空き家のことなのですけれども、費用請求している額についてお伺いしたいと思います。

次ですが、街路灯関係で水銀灯が契約数でまだ約半分残っているということなので、うちの町内会も順次電気料の安いものにかえていっているのですけれども、予算でも聞いたかと思うのですけれども、水銀灯を維持している町内会への変更の働きかけは独自に暮らし支援課としてやっているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

次ですが、職員の健康管理の件ですけれども、結局2次検診が必要だよという方たちのその後の検査の受診率はわからないということなのですが、これはわかる仕組みがないのか、本来であればそこまできちんとしなさいよというのが健康管理の一つだと思うのですが、本人任せで毎年数字が出てくるからとほっとしている人たちも結構いるのかなと思うのと、仕事の関係でなかなか行けないということもあるのか、健康診断の場合に2次検診の必要があるといった場合はちゃんと職場でその時間をきちんと確保してもらえるような体制はあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

小畑課長補佐

最初にご質疑ありました特別職報酬等審議会の関係でありますけれども、この審議会は市長の諮問に応じて審議する委員会であると、市長が給料に関する条例を議会に提出しようとするときにあらかじめ審議会の意見を聞くということになっております。今回の開催といいますのは、先ほど委員がおっしゃられましたとおりの議題としてそういう諮問する案件を持っておりませんので、新たに委員となっていた委員の皆さんにまずは現状を報告するというところでございましたので、委員の皆さんも初めて聞く内容であったと思いますから、特にそこでどういう質問というのも浮かばなかったのかもしれませんということでございます。

それから、最後にご質疑いただきました健康管理の部分で2次検診の受診率が

わからないというところなのですけれども、実は2次検診に該当したものについては2次検診に関する報告書を提出するようにしております。その中では、2次検診で指摘のあった事項についてはどの項目かということとそれについての結果について報告をさせたり、あるいはその結果報告書を求めるタイミングが割と直後なものですから、これから受診しますということもその報告書の中に丸をつける欄がございまして、結果的に報告書を求めるまでに受診をした者についてはその結果がどうであったかというのは把握しているのですけれども、これから仕事の合間を見て受診しに行きますという者についてその後追跡して最終的に全員がどうなったのかまでは調べていないということでございます。2次検診を受けてくださいという、報告書を求めるときに、職場の中で時間をとってぜひ受けていただくようにということで周知はしているところでございます。

原田主査

私のほうから、ふるさと納税の事業費を明確にして寄附を募るのはどうかというご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

事業費を明確にして寄附ということに関しましては、滝川市は事業を広く周知しまして、岩橋英遠さんの芸術ですとか、丸加山の自然ですとか、子供たちのために図書館の充実をということですし、あと菜の花です。それと、母校をよい環境にさせてくださいということと、そのほかに市長のお任せという項目を出しております。費用につきましては、非常に幅広く事業を組んで取り組み内容を選んでもらっている関係で出しはしないのですけれども、このことも含めて検討会議で考えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

中島課長

まず、マイクロバスの関係ですけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、購入の後に後づけできちんとしたものをつけるというのはなかなか現実的には難しいという答弁をさせていただきましたが、ただ既存のもので代用ができるのかどうかという部分については検討したいと考えておりますし、また使う目的によって、例えば荷物をたくさん積まなければいけないような利用という部分については中型バスとの併用等もあわせて考えた中で活用していきたいと考えております。ご承知のとおり、前のマイクロバスは外からの荷物もかなり溶接して使えない状況というようなこともあって、何とか利用する方に安全に乗っていただくという部分もあって、補助金等も活用しながら購入したというような経過もございますので、運用の段階でそういう形をとっていききたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、自転車関係でございますが、台数については、公用自転車の取り扱い基準というのが実は市にはあります。ここに共用自転車、先ほど報告ありました台数が全て記載をされています。所属と台数です。ただ、そのほとんどがサイクリングターミナルから譲り受けたものですとか、あるいは民間の方から利用しないので、使ってほしいというような形で整理されてきたものもあります。また、所管の中においては補助金等で1台、2台購入したというものもありますので、その財産の管理についてはいま一度確認をきちんとして対応したいと考えておりますが、現時点においては先ほど言いました基準の中で整理をさせていただいておりますし、その使用等の運用についてもそこで明記をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

横山課長補佐

私のほうから街路灯の関係、水銀灯がまだ約半分残っていますけれども、働きかけを独自にやっているのかというご質疑にお答えしたいと思います。

街路灯のLED化につきましては、窪之内委員もご承知のとおり25年4月からスタートしております。初年度につきましては、予算上でいいますと348灯を執行したわけですが、今年度平成26年度予算においてはLED化、先ほど申しました2,700灯ぐらい、これをLED化を促進していくということで900灯余りの予算をつけてございます。初年度につきましては、かなりそういう形で手が挙がってきたということがございますけれども、実は今ちょうど来年度予算に向けまして意向調査をしてございます。ここは微妙なところなのですが、一気に全てが来られてもなかなか対応できないというところもありますので、こういった意向調査の結果を踏まえてLED化が進むように働きかけをしていきたいと考えてございますので、現時点ではまだ個々に当たっているということではございません。

原田課長補佐

空き家の危険回避措置をしたものの費用請求できたものというご質問だったと思います。

昨年民法の事務管理規定による危険回避措置を行ったものは5件、金額にしますと47万5,650円あります。そのうち請求できたものについては3件、金額にしますと29万6,225円になります。

高橋課長

ふるさと納税の関係につきまして市内の寄附について整理をしていただきたいというお話だったと思うのですが、まず市内につきましては滝川市に基本的に納税をされる方が市内への寄附ということですので、一般の寄附として取り扱いをさせていただいております。それで、寄附については当然寄附控除を受けられるのは同じでございます。ただ、特典という意味で、今特典として渡しております菜種油と市内施設の優待券についてはお送りすることはしておりません。

窪之内

今のふるさと納税の関係なのですが、特典はふるさと納税にしなくても、ふるさと納税という形で同じ自治体であっても、その自治体の人にはふるさと納税ということであるということは認められているはずなのですが、そういうときのいわゆる税控除は所得税控除とかがあると思うのですが、ふるさと納税とすると住民税の関係も出てきて特典が違うように思いますが、その辺について伺いたいと思います。

堀課長補佐

ふるさと納税というのは寄附控除なのです。ですから、市内でも市外であっても、その受ける寄附控除は同じです。所得によって幾ら寄附控除されるという金額は違うのですが、寄附した金額から2,000円を控除したものが所得に応じて寄附控除を受けられると、それは所得税であり、市道民税であり、今そういった仕組みになっておりまして、市内の方であっても市外の方であっても同じです。

窪之内

それだと、今までは市外の方が自分の出身のところに寄附したとしても寄附控除を受けられたということですよ。それがそうではなくてふるさと納税をすることによって大きな特典があると、税控除についてすごい特典があると私は感じていたのだけれども、それは今までと同じだと、ふるさと納税でなくても普通の寄附であっても変わらないと理解していいということですね。あと特典による品物は来るかもしれないけれども、それだけだということだったのでしょいか。

岩橋課長補佐

税務課から回答したいと思います。

ふるさと納税自体としましては、地方公共団体、都道府県及び市区町村に対し

て寄附を行った場合、所得税2,000円、住民税2,000円を超える部分について通常の所得税や住民税の寄附控除のほか、住民税の特例控除が一応行われるということで、特にふるさと納税について委員がおっしゃるようなやり方で特段メリットがあるかということとは税法上ありません。

委員 長  
田 村

ほかに質疑ございませんか。

97ページ、庁舎の管理委託料の件なのですが、6,500万円のうち委託料が3,200万円ということで、清掃だとかそういうのが入っているのだと思うのですが、何社が入っていて、その契約は入札なのか、随契なのか。それと、庁舎の壁に太陽光がついているはずなのですが、それに対する発電メリットがどれぐらいあったのか。それと、この建物に対する年間の市町村共済か何かの保険料が幾らぐらいかかっているか。

次に、101ページ、盛んに言っている廃虚というか、空き家の件なのですが、5件で47万5,600円云々、これはどういう解体方法で、処理方法はどうかされているのか。非常に金額的に安いと思うのです。普通の家1軒解体したっておおよそ100万円ぐらいかかるというようなことがあるので、どういうことでこの金額で済むのか。それと、5軒壊したということなのですが、あと何軒ぐらいあるのか。それから、前にも聞いたことがあるのですが、年々これはふえていくというようなことから、壊して請求をしても、民法では請求権があるのですが、請求をしてもなかなか払ってくれない。この土地はどのような名義になっているのか、壊した家屋と土地の所有者が一緒なら、土地の売却だとか土地を差し押さえるとかいろいろな方法あると思うのです。それで、壊して、払ってくれない、その土地はどうなっているのか。

それと、次は107ページ、土地評価鑑定委託料1,400万円なのですが、鑑定士は今この鑑定士を使われているのか、それと評価件数、土地だとか建物だとかあるのだと思うのですが、評価件数は何件ぐらいあるのか。

次は、113ページ、各種統計調査570万円になっているのですが、各種統計調査というのは、前年はたしか企業統計調査やったと思うのですが、ほかにどんなことを前年やったのか。

渡辺係長

ただいまご質疑がありました土地鑑定委託料の関係でございます。

まず、鑑定士の委託先でございますけれども、協同組合北海道資産評価センターで法人に対して鑑定委託をさせていただいております。あと、評価地点数でございますけれども、平成25年度に実施させていただいた分につきましては158地点となっております。

稲井課長補佐

統計調査、25年度の実施内容でございますけれども、まず大きなものとしたしましては住宅・土地統計調査でございます。それ以外にも、委員がおっしゃられたとおり経済センサスの基礎調査を25年度に実施しております。事前準備ということでございます。また、農林業センサス、これも今年度行っておりますけれども、その事前調査、準備を25年度に実施しております。同じく、商業統計調査部分につきましても準備ということでございます。あと、例年実施しております学校基本調査、または工業統計調査につきましても25年度の中で実施をしております。

原田課長補佐

空き家についての件ですけれども、先ほど25年度で事務管理によって行ったもの5件、47万5,650円というお答えをしたのですけれども、これは建物全体を取り壊したということではなくて、例えば壁から剥がれた煙突の部分だけを倒し

たですとか、屋根のトタンが風であおられているのを業者に頼んで直したとか、そういう一部、あくまでも一部危険回避措置をしたというものの金額になりますので、1件当たりの金額にするとそう高い金額にはならないということです。あと、件数につきましては、年度末で43件の延べ件数を抱えておりまして、うち6件が解体に至っていきまして、残っている件数としては37件の物件が残っているような形になります。あと、壊して整地したメリットというご質問だったかと思えますけれども、去年たまたま解体に至ったというようなケースもあったのですけれども、それは買い取る業者さんと所有者との間のお話になって、最後まで市が解体の後の整地まで携わっていたということではありませんので、そこに関しては市のほうではわからないということがお答えになります。

松本係長

今質疑のございました清掃の関係の委託料ということで、清掃の関係は市庁舎清掃ということで、シルバー人材センターに委託しておりますもので、毎日の開庁日に清掃をしているものが1つ、あと市庁舎用度管理清掃ということで、こちらシルバー人材センターのほうで行っております庁舎の外構の清掃であったりとか、それぞれの屋上とか除雪等とか、そういうものをひっくるめました清掃ということでの委託業務が1つ、こちらシルバー人材センターで、もう一点が市庁舎定期清掃ということで、こちらは第1工区、第2工区ということでそれぞれ地下1階から5階までが第1工区、第2工区は6階から11階までと分けておりまして、ワックス清掃等を行っているという委託業務がありまして、第1工区、第2工区でそれぞれ別の会社が行っております。

そして、続きまして太陽光のソーラーの発電量の関係だったのですけれども、こちらは25年度の年間の発電量は3,585.4キロワットとなっております、こちら計算上は6階フロアの照明電力をおおむね賄っているというような発電量となっております。

遠藤係長

市役所庁舎に対する保険料でございますが、建物総合損害共済というものに加算しております、1年当たりの分担金は3万2,255円となっております。

田村

空き家の件なのですが、整地して云々というのはしていないのはわかったけれども、例えば補修をして、見ると1件当たり9万円ぐらいだね。これに対してずるい人は結局は払わないというようなことを避けるために、抵当権をつけるとか、あるいは何か方法がないのかということを確認したのです。ですから、例えばこれは建物と土地と所有者が一緒なのだろうか、それとも建物は土地を借りて建てているのだというような人もいるのだと思うのだけれども、もし土地も建物も一緒だとしたら、払わないのはやっぱり、家賃でさえ強制執行するわけだから、こういうものも抵当つけるとか方法あるのではないですか、その考え、どう思いかお聞きします。

委員長

答弁に時間を要しますか、要するようであれば休憩いたします。

(何事か言う声あり)

委員長

時間を要するようなので、休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 13:56

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

原田課長補佐

今現在市自体が解体したという案件はありませんが、今現在一部補修したりしてというような請求行為しかしていませんが、先ほど委員がおっしゃったこと



あと広告料とか施設パンフレット、そういったものに関して11万5,000円で、小規模多機能については263万9,000円となっております。それから、もう一つの認知症対応型共同生活介護につきましては、電化製品類で71万2,000円、それから事務用品や清掃用品等で80万1,000円、それから電話工事に係るお金で27万7,000円、人件費の分で35万5,000円、それから広告料や施設パンフレットで17万7,000円、合計232万2,000円。合わせまして496万1,000円となっております。

杉山課長補佐

私のほうから、まず育成医療についてのご質疑に答弁させていただきます。育成医療につきましては、平成25年4月1日から北海道から権限移譲された事務でございます。更生医療同様、支給認定されれば医療費の自己負担を3割から1割に軽減するというものでございます。対象者につきましては、18歳未満の児童で現に障がいがある、もしくは治療を行わなければ将来一定の障がいを残すと思われる方で手術ないし治療を行えば必ず改善する見込みがある方が対象になってきます。決算書に載せております数字については、滝川市の負担分の決算額を計上してございます。

続きまして、滝川更生園の代行負担金の増についての説明でございますが、更生園の代行負担金につきましてはクリーニング機器等の更新費用として1,000万円を変更の協定を結びまして、従前の代行負担金に加えて1,000万円をプラスした決算になってございます。

続きまして、滝川新生園の代行負担金の減についてでございますが、先ほど部長のほうから説明があったと思いますが、利用者数の減に加えまして、平成24年度まで国のほうから支給されておりました新体系定着支援事業補助金、この補助金につきましては前年度の介護給付費の90パーセントを補償する補助金でございました。25年度からこの補助金が廃止になったということで、代行負担金はその分削減になったものでございます。

米沢所長

児童虐待防止対策緊急強化事業補助金についてですが、なぜ25年度はないのかという質疑に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、まず1点目、補助メニューの内容に変更がありまして、旅費、消耗品、印刷製本費等が対象外になってしまったというのがまず1点目の理由となっております。続きまして、補助対象となる備品につきましても品目が定められておりまして、こちらのほうも24年度で既に購入済みとなっていたことから新たな備品の購入について振興局とも検討させていただいたのですが、対象にならないという結果になりまして、今回申請に至らなかったというのが理由となっております。

委員長  
小野

ほかに質疑ございますか。

それでは、1点お伺いします。

杉山課長補佐

115ページの民生費の中の社会福祉費で冬の生活支援に要した経費とありますが、この経費の中の主な支出費目と金額、それと対象世帯数をお教え願います。冬の生活支援に要した経費の内訳という質疑でございますが、主なものにつきましては扶助費、実際の支援券でございますが、1人当たり4,000円の支援券を給付しまして、対象件数が2,558件でございます。合わせまして2,023万2,000円が扶助費でございます。その他につきましては、通信運搬費で郵送料ということで106万円ほどが主なものになってございます。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

渡 辺

それでは、115ページに参ります。社会福祉協議会貸付金の250万円について、毎年貸し付けているのですが、寄附金等を集めている団体でございますので、なぜいつまでも必要なのかということと、返済の月はどれぐらいで返済されているのか、それをお聞きします。

117ページの備考の障害者自立支援給付に要した経費というところでの2つ目の介護給付費補助、延べ五千幾らということで5億幾つの支出で、障害者福祉費の約半分近くがこの費用なのです。それで、この五千何幾つの方々の申請から給付の手順、そういう手順をご発表願いたいと思います。あるいは、漏れているとかそういう方が後で出てくるとか、そういうことはないかどうか、これをお聞きします。

119ページ、備考の上から2つ目、重度障害者タクシー料金補助事業の経費が77万円程度でございますが、過去にご夫婦で50万円近くも支給した滝川市が重度障がい者のタクシー、1年間で77万円程度で本当に十分なのでしょうか、何か制限を加えておりませんか、これについてお答えを下さい。

次、121ページにまいります。敬老事業に要した経費があるのですが、その中にはなくなったであろう金婚式についてです。この経緯をちょっと説明していただければと思うのです。社会福祉協議会に依頼して、それは中止となって、結局はどっちに責任があるのかわからないうちにいつの間にか消えてしまった。こういうことで、市が費用を削ったから社会福祉協議会は中止にしたのではないかと、こういう論があるのですが、いかがでしょうか。

131ページの生活保護に要した経費の6つ目、医療扶助、月平均と金額8億幾らがあるのですが、この中に例の移送費が含まれているのですが、いつものとおりその発表がないと、こういうことで習慣になっているのですが、今回の移送費はその中の幾らでしょうか、これをお願いします。

堀 係 長

私のほうから障害自立支援給付に要した経費をまずご説明させていただきます。これにつきましては、障がい福祉サービス、滝川市が実施機関になっているものは約350人の方々がサービスを利用されております。その中で介護給付費、主に障がい自立支援認定審査会が必要なサービスとなりまして、ヘルパー、また知的障がい等の行動援護、また視覚障がい者の同行援護、また短期入所、療養介護、またほほえみ工房等で実施しております生活介護、今はグループホームで統一されましたが、25年は共同生活介護ということでケアホーム、また施設入所支援が主な介護給付の利用になっておりまして、実際先ほど言いました福祉サービスの大半がこの介護給付費の中に入っている状況でございます。その他訓練等給付費の中にも、ご質疑にはなかったのですが、通所の各就労関係のサービスが行われておりまして、各利用者につきまして窓口やら相談支援事業所を通じまして利用申請がありまして、先ほど言いました認定調査を実施しまして認定審査会に諮り、障がい支援区分を出しまして、認定されましたら市で発行さしています青色の受給者証を本人に交付いたしまして、その受給者証をもとに各事業所と契約してサービススタートとなっております。そういうことで、先ほど言いました訓練給付費も含めまして約350人の方々が利用されている状況でございます。

その次に、重度障がい者タクシーの助成につきましては、これにつきましては視覚障がい者とか重度の1級、2級の肢体不自由等の利用者でありまして、一月2枚で年間24枚の初乗り区間、基本料金等の助成ということで実施してお

りまして、25年度は78人、昨年度は80人ということで、特にこれで削減しているわけではございませんが、介護タクシーの制度も始まりまして、介護とのダブルがないよう、申請が来ましたら介護のタクシーも紹介しながら、申請者に損のないように対応させていただいているところでございます。

国嶋部次長

社協貸付金の内容でございますけれども、滝川市から250万円を社会福祉協議会に貸し付けまして、市民の方を対象とした小口融資、上限3万円でございますけれども、その原資として運用させていただいております。また、小口資金の返済月数につきましては、利用者の方と社協の担当者が話し合った上で、半年から複数月、その中で小口で返していただくという形をとっていただいております。

次に、敬老事業というご質疑がございましたけれども、金婚式につきましては従来社会福祉協議会補助金に含んでおりましたので、115ページの社会福祉協議会補助金の欄になりますが、平成24年度まで、先ほど補助金の内訳について池田係長から説明させていただきましたが、その事業費の中に金婚式事業として社協がやられる事業の一部を市が補助しておりました。ただ、滝川市が負担する金額よりもはるかに大きな額を社協で負担していただいております。その原資につきましては、共同募金、もしくは赤い羽根の支援金等を活用してやっていただいていたと。ただ、社協の理事会の中でも、その事業、飲食を伴う事業の見直しが進められて、25年度からは金婚式が中止になったと聞いております。

山崎係長

生活保護費の医療扶助に占める移送費の金額についてのご質疑にお答えします。25年度は、年間で99万9,442円となっております。

渡 辺

重度障がい者タクシーの料金、1年間に77万円ということで、1級、2級の80人と、これはわかりましたが、例えば医師が札幌まで通っていいよ、こう言ったときは出されるのでしょうか。

委員 長

渡辺精郎委員、決算外の質疑です。

渡 辺

もしそういう例があったら、そういう申請があったり、あるいは医者がそうやって25年度に認定したら支出したのか。

杉山課長補佐

重度障がい者タクシー料金の助成につきましては、補助内容は基本料金を月2回分、1年で24回分です。基本料金を助成するものでございますので、その利用先が札幌市であっても基本料金分しか助成はされないこととなります。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

窪之内

114から121ページの社会福祉費に関して、民生委員の活動に要した経費、民生委員へ市として提供する情報の種類というものはどういったものか。新しく補充、その他改選時期で民生委員になった人数及び新しく民生委員になった方への特別研修といったようなものの実施の有無、民生委員として見守りや安否確認など義務づけられる活動の有無及び各種活動についての報告方法、また平均活動時間は何時間程度になっているのか。民生委員の中でもっとも多い戸数を担当している地域とその戸数、あと1人平均の戸数について伺います。

障がい者福祉で事務概要の68ページを参照しますと、肢体障がい者数が平成23年度1,394人、平成24年度1,693人、平成25年度1,470人と大きく変化しているので、肢体障がい者がそんなに変化するものだと私は思っていなかったのですが、この変化する要因は何だったのかお伺いいたします。また、同じ事務概要の中で精神障害者手帳交付数は前年の2倍となっているのです。年々精神障がい者

の手帳交付というのはふえてきているのだと思うのですが、年代別に何か精神障がい者の特徴とかというのがあるのかどうかというのと、精神障がい者率は全国、全道と比べてどうなのかお伺いします。

次、118、119ページの滝川更生園の運営管理に要した経費です。ここでは、平成25年10月時点で厚生常任委員会に出された資料では新生園と更生園の両方で、正規職員は各1名のみだったわけですがけれども、25年10月時点での事業団側の答弁としては正規職員を高めるための努力をするということだったと思うのですが、年度末の状況はどうなっていたのかお伺いしたいと思います。

次、120、121ページの敬老事業に要した経費で、ここの経費の中では88歳、234人、100歳、4人へのお祝い状とお祝いの品としての経費になっているのですが、100歳の方へは市長が直接訪問してお渡ししていると思うのですが、他の方へは誰が届けているのか、お祝いの品といっても金額的に見れば余り大きくないわけですがけれども、品物は何だったのかというのと、毎年この品物について変化しているのかというのと、通告では言っていなかったのですが、経費なので、お祝いの品だけでなく、例えばここにかかわった人への雑費とか、何かそういったものがこの中に含まれているのか、それは違うところの費目で、あくまでもお祝い状とお祝いの品だけの経費なのかお伺いしたいと思います。

次、126、127ページの保育所費で、保育所の運営管理に要した経費なのですが、滝川の場合全保育所が年齢別保育になっているのかどうか。それと、正規職員以外のクラス担任の保育士の有無、異年齢との交流保育の有無、あと特色ある保育の有無、例えば保育士がいろいろな能力を持っていて、絵画に力を入れている、または幼児から英会話に対応してもらいたい、そういうような教室を開いているとか、全国的にはいろいろな形でその保育所独自のそういったスキルを生かした保育をやられているところもあるのですが、そういったことについてお聞きしたいと思います。それと、保育所の中ではいろいろな事故が発生すると思うのですが、どこにも記載がないので、事故発生件数や事故内容、事故の対応、また事故発生時の対応マニュアルの有無についてお伺いしたいと思います。あと、いろいろな防災が今出てきておりますので、保育所では防災訓練を実施したのかどうか、また災害時の対応マニュアルはあるのかどうかを伺いしたいと思います。

128から129ページの児童福祉費に関して、まず1つ目に事務概要80ページの家庭児童相談事業に要した経費の中で児童虐待相談が49件ありますが、この相談のうち、児童相談所への通報、児童の保護に至ったケースの有無についてお伺いしたいと思います。

次、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業で事務概要の86ページに詳細が載っていますが、依頼会員も提供会員もふえていのに援助件数というのが減ってきているのです。ここの要因と、対策の検討は年度内でなされたのかどうかお伺いいたします。

次、児童館、児童センター、放課後子ども教室、事務概要の87ページになりますが、江部乙町の利用者数は前年度の8,738人、前々年度の7,807人と比べ極端に減となったのです。その要因についてお伺いしたいと思います。

次ですが、130から131ページの生活保護費、事務概要では77から79ページに関してですが、保護開始、廃止が載っていますが、保護廃止の理由、主な理由でよろしいですから、お伺いします。

次、保護係での全相談件数、そのうち複数回の相談件数、あと保護に至った件数、また他の支援を受けられた件数について。不正受給の疑いなど住民からの告発も時たま寄せられています。私のところへ来ることもあります。そんな告発件数と対応についてお伺いします。

予算の質疑の時点で育児放棄など特別支援が必要な世帯は9世帯と聞いておりましたが、この9世帯の支援とその結果についてお伺いします。

次、住宅手当緊急特別措置事業に要した経費ですが、これは母子世帯の母親の資格取得までの支援ですが、資格取得に至ったのか、その資格を生かした就業の有無についてお伺いします。

次、132、133ページの災害救助費、事務概要の12ページですが、宮古市への中学校や被災地訪問での交流やボランティア活動を実施したとあるのですが、訪問数、訪問者の費用負担の有無、教育委員会に百科事典を寄贈しているのですが、これは教育委員会から要望された結果での百科事典だったのかについてお伺いします。

池田係長

私のほうからは民生委員関連のご質疑にお答えいたします。

市から民生委員へ提供する情報の種類についてですが、民生委員へは毎月住民基本台帳の異動情報をリストとして提供しております。リストについては、民生委員が加除修正後、必ず福祉課のほうに返却していただきまして、福祉課で破棄することとしております。

続きまして、新しく民生委員になった人数及び特別研修実施の有無についてですが、昨年12月の一斉改選に伴いまして民生委員18名、主任児童委員2名、計20名が新しく民生委員となっております。研修につきましては、12月に本市において新任者研修会を実施、3月には北海道民生委員児童委員連盟主催による空知管内民生委員児童委員初任者研修を実施しております。

続きまして、見守りや安否確認などを義務づけられる活動の有無及び各種活動についての報告方法及び平均活動時間についてですが、民生委員の職務については民生委員法第14条に定められておりまして、住民の生活状態の把握、援助を必要とする者の相談、助言、援助、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、社会福祉関係者との連携、福祉事務所、その他関係行政機関への協力となっております。見守りや安否確認につきましては、民生委員法で課せられた職務ではございません。必要に応じて民生委員が行っている業務という形となっております。民生委員に義務づけられているものにつきましては、守秘義務のみとなっております。各種活動の報告につきましては、民生委員より毎月活動件数集計報告書というものを提出いただきまして、それを集計して年1回、道へ報告しております。報告の内容が件数、回数、日数となっておりますので、平均活動時間につきましてはこちらのほうで把握しておりません。続きまして、最も多い戸数を担当している地域と戸数及び平均戸数についてですが、市内の最大世帯数は3月末現在で402世帯となっております。こちらは江部乙地区の東13丁目付近の地域となりますが、理由につきましては区域内に入所施設があるためという理由となっております。市内平均世帯数につきましては、202世帯となっております。

杉山課長補佐

事務概要68ページの肢体不自由の障害者手帳の所持者の数ですけれども、平成24年、平成25年ともに大きな改正のなかった年でございまして、重立った要因については残念ながら把握してございません。ただ、身障手帳の交付者数につ

きましては現行の障害福祉システムのほうから抽出して事務概要等に計上しているものです。その中で、複数障がいをお持ちの方をそれぞれの部位ごとの数、人数に重なって重複して計上していないかなど、障がい福祉システム上のシステムのふぐあいがないかということについては現在確認しておりますので、ご承知おき願います。

精神障がい者の保健福祉手帳の交付者数でございますが、25年度の事務概要は247人、前年度につきましては208人ということで約15パーセントほどの増と思われます。全国的、全道的にも微増の傾向にはございますが、滝川市の年代別の特徴といたしましては40代の方で手帳の所持者が約25パーセントで4分の1を占めてございます。あとは、60歳以上の方がまた25パーセント以上ということで、主に40代の方が一番所持率が高いという状況になってございます。全道、全国との比較なのですけれども、人口1,000人当たりで換算させていただきますけれども、全国では1,000人当たり5.5人、全道では5.8人、滝川市では5.9人という統計になってございます。

滝川新生園、更生園の関係で正規職員の数でございますが、年度末というか、直近で平成26年8月現在の数値ですけれども、新生園、更生園合わせて正職員1名ということで変わってございませんで、報告させていただきます。

鈴木係長

私のほうから敬老事業に要した経費についてご回答いたします。

まず、その前に人数の部分ですが、88歳が234人、100歳の方の対象者が全部で14人になります。訂正をお願いいたします。

そして、88歳の方へのお祝いは誰が届けているかということなのですが、これにつきましては介護福祉課の職員と地区の民生委員がペアとなりまして、対象となっております高齢者のお宅のほうへ直接お伺いして、市長のお祝い状とともにお祝いの品を届けさせてもらっております。そして、お祝いの品については毎年変化するのかという質疑についてなのですが、毎年敬老事業を開催するに当たりまして敬老事業の実行委員会を立ち上げいたしましたして、その委員会の中で毎年のお祝いの品をどうするかという部分も討論させてもらってございます。そして、ここ数年来なのですが、お祝いの品自体は変わってはいません。88歳の方については大判のバスタオル、それを市長のお祝い状とともにセットでお渡ししてございます。ちなみに、100歳の方につきましては、滝川市産のリンゴジュース、これを添えまして、総理大臣からのお祝い状、銀杯も添えまして贈呈してございます。

もう一つのご質疑のお祝い以外のその他かかっている経費についてなのですが、先ほどお話ししています市長のメッセージを印刷するための和紙、それを別途購入させていただきまして、この金額を含めた形での決算額になってございます。

山崎係長

生活保護費に関する部分についてお答えさせていただきます。

まず、1点目、保護廃止の理由でございますが、死亡が16件、稼働収入の増によるものが12件、年金等の収入増が8件、施設入所3件、転出が7件、身内による引き取り扶養が5件、その他、医療費の減少等ですね、その他が8件となっております。

続きまして、相談件数でございますが、平成25年度延べ相談件数は117件となっております。そのうち複数回の相談ですが、2回の方が31名、3回の方が7名、4回の方が1名で、複数回の相談については計39件となっております。

続いて、申請についてですが、初回相談で申請された方が34件、2回目が15件、3回目が4件、4回目が1件、計54件となっております。事務概要の件数と若干数字が異なるのですが、統計のとり方が異なるもので3件ほど数字が異なっておりますので、ご承知おきください。それから、延べ相談件数に対しての申請件数の割合は50.9パーセントとなっております。

続きまして、他の支援を受けられた方の件数ということになっておりますが、こちらについては特に統計はとってございません。ただ、把握している中では自立支援医療制度を利用された方、健康保険の高額療養制度を利用されたかた、それから養護老人ホームに入所された方、正確な件数までは把握してございませんが、そういった方々がいらっしゃるということを把握してございます。

続きまして、不正受給の疑いなど住民からの告発件数と対応でございます。平成25年度に関しては12件でございます。主な理由については、遊技場の出入りが多いです。対応についてですが、市民の方からの情報について、情報提供される方が生活保護を受けているかどうかというのはお答えできませんので、情報としてお受けするという形で対応しております。その情報について本人からの聞き取りを行うなどの事実確認を行い、制度上指示、指導が必要な場合については口頭や文書によって行っております。

最後に、育児放棄など特別支援が必要な9世帯への支援とその結果についてでございますが、子育て世帯については4件で、関係機関と連携をとりながら最低2カ月に1回訪問して支援を行っております。それから、精神疾患世帯については2件で、1件は精神系のグループホームに入所されました。もう一件については、高齢の方ですので、介護サービスを利用してございまして、ケアマネージャーの方等と連携をとりながら生活状況について把握しているところです。それから、退院について3件、3件の方とも現在退院しておられますが、介護制度を利用されている方もいらっしゃいますので、ケアマネージャーの方や病院へ通っている方については病院の相談員と連携し、在宅が厳しいという方については現在施設入所等も検討しているところです。

杉山課長補佐

決算書131ページの住宅手当緊急特別措置事業についてご質疑があったと思うのですが、この事業については、離職されて2年以内で就労の意欲がある方等で住宅を喪失している、または失う可能性がある方について一定期間家賃の補助をするというものでございますので、母子世帯のお母さんのほうの資格取得等については別な事業になるかと思えます。

小山係長

保育所の運営管理に要した経費の6つの質疑についてお答えいたします。

1つ目の全保育所が年齢別保育所かとの質疑についてですが、市内の5つの保育所はゼロ歳から5歳の6つのクラスに分けた年齢別保育を行っております。ただし、東栄保育所については中央保育所の分園という位置づけから、国が定める保育所分園の設置運営要綱に基づいた職員配置を行っており、9月1日現在でゼロ歳児1名、1歳児1名を1人の保育士、2歳児3名、3歳児1名、4歳児3名、5歳児1名、計8名の児童を1人の保育士が保育を行っております。

2つ目の正規職員以外のクラス担任保育士の有無につきましては、市内3カ所の公立保育所の正規職員の保育士は現在11名であり、うち東栄保育所の1名を除いたそれぞれの保育所の6つのクラスの担任は、中央保育所の3歳児と4歳児クラス、二の坂保育所の3歳児と5歳児クラス以外は正規職員であります。これらのクラス、中央保育所の3、4歳児クラス、二の坂保育所の3、5歳児

クラスの担任は嘱託職員が担任をしておりますが、保育のカリキュラムにおいて2、3歳児と4、5歳児の合同での保育、例えば園外保育などは正規職員が必ずおりますので、正規職員が責任を持った保育を行うということを基本としております。なお、事業団の3つの保育所については、ゼロ歳児、1歳児の乳児クラスと2歳児から5歳児の幼児クラスにはそれぞれ正規職員が主任として担当の保育を行っております。

3番目の異年齢との交流保育の有無についてですが、2歳から5歳児の幼児クラスは、年齢の違う児童と親しみ、支え合って生活し、自立を育て、人とかかわる力を養う保育指針の狙いから、給食時やおやつの際において縦割りのグループ保育を行っております。また、土曜日にも異年齢クラスの保育を行っております。

4番目の特色ある保育の有無についてですが、図書館を利用した読み聞かせ保育や芋植えや枝豆の収穫、トマトの収穫などを体験した食育、地域開放や老人ホームの慰問など地域の環境を利用した保育事業を行っております。事業団の保育所においては、国際交流員との交流、児童館のふれあい交流事業、食育事業としてクッキング保育などを行っております。

5番目の事故発生件数、事故内容、事故対応、対応マニュアルの有無についてですが、平成25年度における各保育所の事故発生件数は、中央保育所が3件、二の坂保育所が4件であります。事故内容としては、左手の打撲、歯牙脱臼、右第2指切創、左上骨骨折、右上まぶた挫創、口唇挫創、擦過傷であります。これらのけが等においては、看護師の対応後、保護者への連絡、市立病院の診察を受け、日本スポーツ振興センターの災害給付手続を行っております。また、空知総合振興局への報告や、場合によっては諸会議への報告事項として報告を行っております。対応マニュアル等については、保育所保育指針第5章2に基づき、ヒヤリハット事例集や未然防止マニュアルを作成しているほか、所長会議や看護会議等で事故の情報を共有し、未然防止に努めております。

最後の6番目の災害避難訓練の有無、災害時対応マニュアルの有無についてですが、具体的な消防計画を樹立し、消防署へ届け出を行っているほか、半年に1回の法定消防用設備点検を実施し、平成25年度、空知総合振興局の行政指導監査の指導を受け、毎月の自主点検を行っております。また、月1度の避難訓練と消火訓練、さらには地震や水害等の自然災害も想定した避難訓練も行い、地域住民の協力体制の確保や職員の組織体制の整備強化を図るほか、児童には紙芝居の読み聞かせ等で防災教育の実施も行っております。災害時対応マニュアルについては、保育所ごとに作成を行っております。

米澤所長

私からは児童虐待相談につきましてご説明させていただきます。

平成25年中、児童虐待相談49件ございましたが、このうち市で直接通告を受けて児童相談所に送致したのは4人となっております。いずれも一時保護には至っておりませんが、引き続き児童相談所と連絡をとって行く中で見守っている状況となっております。このほか、直接児童相談所のほうに通告が入りまして、一時保護となったお子さんは25年中で5人いらっしゃいます。2人と3人の兄弟2組になりますが、このうち2人の兄弟は札幌に転出をしております、残りの3名につきましては児童相談所が保護者の方と面談をした上で自宅のほうに帰っているという状況です。こちらのほうも引き続き児童相談所で定期訪問を行い、また市内の関係機関とも調整しながら見守っている状況でございます。

- 青山係長 災害救助に要した経費の中で中学校の被災地訪問の交流とボランティア活動の実施と百科事典の寄贈について説明いたします。  
被災地の訪問交流とボランティア活動についてですが、江部乙中学校の生徒4名と引率教師2名の6名で実施しております。費用についてですが、滝川市からの負担金35万円、実行委員会に対して支出しておりますが、他の団体からの助成も受けられたということで、参加者の個人の負担はなかったと聞いております。  
次に、百科事典の寄贈についてですが、これについては宮古市教育委員会から要望を受けて寄贈しており、平成25年度については12冊セットのポプラディア3セットを贈っております。ちなみに、24年度は2セット贈っているということでございます。
- 関山主査 江部乙児童館の利用者数の減少についての要因は何かというご質問についてお答えいたします。  
江部乙小学校の2、3年生におきましては、平成24年度までは木曜日が5時間授業でありましたが、25年度から6時間目に放課後学習の時間を設けたことにより、平均しますとおよそ24から25名の参加があると聞いております。そうしたことにより下校時間がそれまでよりも遅くなり、利用者数の減につながった可能性があると考えております。
- 伊藤所長 援助活動の利用件数の減の要因についてですが、依頼頻度の高い依頼会員の退会が重なり、習い事等の支援が減少しました。この退会は転出による退会です。それと、また保育所などへの入所や年齢が上がり、利用する頻度が減ったことが要因であります。しかしながら、年間の利用依頼者実数は25年度は前年度に比べ10名ほどふえております。これからも利用周知をしてまいりたいと考えております。
- 窪之内 それでは、1件目ですが、民生委員の情報提供は住民基本台帳ということだったので、住民基本台帳に載っていることは全部、どこも消さないで情報提供しているということで確認しているのかどうか1点と、最も多い戸数の江部乙地区の402世帯、東13丁目ということは入所者に対しても受け持っている人が責任を持つということで考えていいのかどうか、もしそうでないということであれば、この402世帯を除いて最も多い担当の戸数は何件なのかお伺いしたいと思います。  
次です。精神障害者手帳の一つの特徴として滝川の場合は40代が25パーセントと、これは一つの特徴だということなので、働き盛りの年代で多くなっているということについて、その要因等の調査をしたことがあるのかどうかだけお伺いしたいと思います
- 次ですが、保育所の運営管理なのですけれども、残念だなというのは、市で運営しているところでも正規でない嘱託がいるということは今後の課題として考えてもらいたいと思うのですが、事故発生のことについてお聞きしたいと思います。骨折、脱臼とかということもあって、例えば医療費その他は補償されると思うのですけれども、事故に至った原因が何かということが親にとっては先生方がちゃんと見ていなかったのではないのかとか、危険なものがあつたのではないのかとか、その辺の問題になるようなことはなかったのかどうか。どこから勝手に飛びおりにときに骨折したとかということもあるので、園側にも一緒にいる子供たちにも全く責任がない形での事故だったのかどうかを心配するの

で、その点についてお伺いしたいと思います。

あと、児童虐待のことなのですけれども、児童相談所が定期訪問していると言われていました3人兄弟の方なのですが、これは当然だと思うのですが、家にいるのか、学校にいるのか、わからないのですけれども、学校に行ったり保育所とかに通っているのであれば、当然いる場所との連携もとっているということで確認していいのかどうかお伺いしたいと思います。

次ですが、生活保護費の関係なのですが、相談して保護に至った件数で初回が34件、2回が15件、3回が4件、4回が1件ということで、2回、3回、4回の方がなぜ初回で保護に至らなかったのかということが問題で、多くの人は相談に行きたくないのです。行って何回も対応するといろんなことを聞かれるし、時には侮辱とかさげすみと、相手がとるのかもしれないのだけれども、やっぱり相談で嫌な思いをして帰ってくる人が1回目にいるので、それを2回、3回するというのは、そういうことを避けているケースワーカーの人たちだと思うのですが、受ける相手はどう受けるかということがあって、2回、3回、4回の方が生活保護を受けられるのだったら、なぜ1回で受けられなかったのかなというのがあるので、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

それと、不正受給の疑いなどのことに関してなのですが、遊技場の出入りについてはたしか保護係としても定期的に回っていると思ったので、その頻度について、滝川だけでなく多分近隣のところも行っているのだと思ったので、その状況についてお伺いしたいと思います。

池田係長

民生委員に関する2点のご質疑に対してお答えしたいと思います。

まず、1つ目の住民異動リストについて、こちらにつきましては氏名、性別、生年月日、住所、異動事由、そういった民生委員が活動するに当たって必要最低限の情報を提供しているという形となります。

続きまして、最大世帯数のそういった入所者がいるところについてのご質疑ですが、民生委員がその入所者に対して何かをするというものではございませんので、そういった入所者を除く世帯の中で一番多い世帯というのが朝日町東を管轄する中地区の民生委員になるのですが、368世帯となっております。

杉山課長補佐

精神障害者保健福祉手帳に係る取得の要因等でございますけれども、手帳申請時の診断書の病名ですとか、どうして取得になったのか等の調査についてはしたことはございません。

米澤所長

先ほどの虐待のその後のケアについてのご説明をさせていただきたいと思えます。

児童相談所の定期訪問につきましては、ご家庭ももちろんですが、通っていらっしゃる学校、保育所、幼稚園等にも出向きまして担当の先生からお話を聞いているという状況でございます。それ以外の訪問から訪問の間の期間につきましては、家庭児童相談室のほうで情報を集約しまして、必要の都度児童相談所のほうに伝えているという状況となっております。

山崎係長

生活保護における申請に至るまでの相談件数が複数回あるのはどのようなことが理由かというご質疑にお答えしたいと思います。

まず、我々は、相談にいらっしゃった方については必ず申請権があるということについてはご説明申し上げております。ただ、その中で他法他施策に関しての助言を求められて、確認してみますということで一旦は帰られましたが、確認の結果やはり他法他施策を利用するのは難しいということで再度いらっしゃ

っていただいて、その時点で申請していただく。あるいは、最初にいらっしやったときは漠然とした悩みを相談するような形でしたが、状況が逼迫して2回目、3回目に申請に至るということが理由だと捉えております。

続きまして、遊技場への出入りの確認についてですが、特に月1回とか月2回遊技場を見回りするというように定期的に行ってはおりません。例えば近くの世帯を訪問したときに、近くのパチンコ屋に見回りに行くですとか、あるいは通報が入ったときに見回り等を行っております。それから、他管内の遊技場についてですが、砂川市での見回りは行ったことがございますが、それ以外の市町村については特に現在のところ行はっておりません。

小山係長

先ほどの保育所の事故の発生原因と、それから事故内容についてなのですが、1つ目の左手の打撲については、遊戯室で走っていて、転んで左手から落ちたことにより打撲を起こしました。2つ目の歯牙脱臼については、カーテンにぶら下がっていて、手が離れて顔から落ちたことにより唇と、それから歯が脱臼をしたということです。保護者への対応については、原因や状況を細かく説明して保育所に対して理解を示してもらっております。原因についてはこういった原因ですが、子供なので、発達が未熟であり、防ぐことが大変難しい内容ではあるのですが、行動をよく保育士が観察をして、事例を分析した中で今後防止に努めていきたいと思っております。

窪之内

1点だけです。保育所の関係で中央保育所と二の坂で、事業団関係はなかったと捉えていいのか、事業団なので報告しなかったのかなと思ったのですが、それについて1点だけ伺います。

小山係長

事業団の事故報告については、花月保育所についてはトイレでバランスを崩して、便器に当たって左のおでこを切ったりとか、アレルギー児童の誤食がありました。一の坂保育所については、園庭の固定遊具の支柱にぶつかって左まぶたを切っております。それとか、大豆アレルギー児童が豆乳を間違えて飲んでしまったということです。江部乙については、原因はちょっとわからないけれども、口腔内の裂傷があったということで報告を受けておりますが、いずれにしても大きな事故には至っていないという報告を受けております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

副委員長

それでは、ただいまの窪之内委員に対する説明の中で民生委員についてかなり詳しく出されておりましたけれども、聞きますと402世帯、平均が202世帯と非常に多くの地域を持っているのが民生委員の現状だと。117名ということで民生委員の数なのですが、基準がこの程度になっているのか、基準どおりでこのぐらいだとして、本当にこれで、高齢者はこれからいろんな状況に置かれるのだけれども、それで対応が完全というか、できると思っているのか、まず1点目は基準どおりなのかというのとそれで対応ができるのかということです。それと、民生委員のところでは推薦委員会が持たれているわけなのですが、報酬等も計上されておりますが、年に1回だとか定期的に行われているのか、それとも抜けた部分についての補充をするという形で持っているのか、その辺を伺います。

次は、125ページなのですが、療育訓練交通費補助金566円と非常に少ない額なのですが、これは訓練を受ける対象児が少ないということなのか、この人数、回数、また保護者についてのそういった交通費の助成というものは全然考えられていないのか質疑いたします。

次ですが、同じく125ページの母子家庭自立支援事業ですが、この額が随分、昨年と比べると3分の1近くにすくなく少なくなっているようなのですけれども、その内容です。どのような支援事業がされ、対象の人数と、それから自立の状況について伺います。

それから、127ページですが、病後児保育について書かれております。概要では84ページに書かれておりますけれども、これでいくと登録人数と利用実人数ということが書かれているのですが、登録制になっているのか、登録しないと利用できないのかなと思うと、利用人数のほうには、例えば登録は1だけでも、利用実人数は3と、これは例えば1人の子供が複数利用したから3なのか、その状況をお伺いいたします。

まず、それだけお願いします。

国嶋部次長

まず、1点目、民生委員の基準でございますが、都市部平均で約280世帯の担当をメインとすることにされております。また、高齢者の増加等で対応が完全にできるのかというご質疑でございますが、民生委員につきましては、委託料として報酬等で支出してその業務を必ずやっていただきたいという内容ではございません。そういったことから、例えば最近孤独死ですとか高齢者の不明問題、そういったことから民生委員は何をやっているのだという報道がよくされます。そういった負担感の増大が民生委員のなり手が少ないという原因の一つとしても分析されております。あくまでも民生委員につきましては有志のボランティア、篤志者であるということから、連携を図りながら、より効果的な地域福祉の推進に努めていただく協力者であるという認識をしております。

次に、推薦会ですが、通常改選でない場合は年1回の予算をいただいております。改選期、3年に1回については年2回、これは改選期については一斉改選の補充者、また改選期でないときについては欠員が出た場合の推薦会の開催費用を予算として計上させていただいております。

庄野係長

母子自立支援給付金についてでございますが、24年度は利用件数が8件ありまして、25年度につきましては6件でございます。給付金の合計の下がった理由でございますが、月額給付を受ける額が世帯の課税、非課税によって違いました、非課税世帯については月額10万円の給付を受けられますし、課税世帯には7万500円の給付を受けられますので、その違いによりまして給付額が25年度は下がっております。資格取得の内容についてでありますけれども、25年度におきましては6人利用された方のうち4人が年度途中もしくは年度末に学校を卒業しまして、そしてその4人のうち2人は資格を取りまして、現在看護師の仕事についております。残りの2人のうち、1人はまだ資格を取れておりませんが、介護関係の仕事についておりますし、あとの1人につきましても、現在は別の仕事をしておりますが、来年1月、受験予定でございます。

村井所長

ご質疑のありました障害児対策に要した経費、療育訓練交通費補助金についてお答えさせていただきます。

この補助金ですが、自家用車を持たない肢体不自由の方に対してタクシー料金を3分の2補助するという事業になっております。現在肢体不自由のお子さんをお持ちのご家族のほとんどが自家用車をお持ちということで、非常に料金は少なく申請されているというのが状況です。

小山係長

病後児保育についてご説明します。

病気にかかる前に、体が弱いとか、風邪を引きやすいという理由から事前に登

録する保護者もおりますし、熱っぽいので、登録を行い、病院にかかった後利用する家庭もあります。なので、突然利用する場合も、状況を把握し、利用を受け入れております。また、人数なのですけれども、1人の子が二、三日続けて利用する場合もありましたし、また1人の子が違う病気で利用する場合もございました。

副委員長

それでは、民生委員の推薦委員の人数については何人ぐらいなのか。それから、1人で280世帯を見るとなると、必ずこういった仕事をしてくださいというような決まった仕事ではないというようなお話でしたけれども、それであれば責任は相当軽いと、つまり何があったとしてもやむを得ないと、そういうような感じに受け取れるのですけれども、そういったことなのでしょうか。

それから、療育訓練の交通費についてですが、自家用車で行った場合は助成しないと、それについてもいいのかなとも思うのだけれども、できればこういった療育訓練等に対する交通費助成ということで見るとは思わないかと思うのだけれども、決算だから、この566円かかったよというだけでいいのだと思うが、そこはやっぱり違うなと思うので検討はしなかったのか伺います。

国嶋部次長

推薦会の委員につきましては、議会からも選出いただいておりますが、5名でございます。

また、その地区で何が起こっても責任は持たないのかというご質問でございますが、例えばその地区で事故等が発生したとしても、民生委員が責任を持つ、そういった種類のものではないと判断しております。そういった事故が起きないために、例えば行政のやる活動なり民生委員が日々行っている訪問活動なり、それを結集してそういった事故がないように未然に防ぐことに協力をいただいていると判断しております。

国嶋部次長

訂正いたします。推薦委員は7名でございます。

委員長

自家用車の部分の助成の件についての答弁をお願いします。

村井所長

現時点では検討していないというのが現状でございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で民生費の質疑を終結いたします。

この辺で一旦休憩に入りたいと思います。再開は15時50分からといたします。

休 憩 15:39

再 開 15:48

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 衛生費

委員長

衛生費の説明を求めます。

佐々木部長

(保健福祉部所管の衛生費について説明する。)

樋郡部長

(市民生活部所管の衛生費について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下

私のほうから2件ほど質疑させていただきます。

まず、137ページ、4款衛生費の1項保健衛生費の3目保健センター費の食育ファーム事業に要した経費62万7,846円、平成24年は教育ファームに要した経費で

103万89円決算になっていましたけれども、同じ事業なのか、それとも名称が変わっただけなのか、理由をお聞きいたします。

143ページ、4款衛生費の2項清掃費、1目じん芥処理費のごみ最終処分場の運営管理に要した経費のうち、残余容量調査業務委託料136万5,000円、これは新しい委託なのですけれども、この事業はどのような委託業務なのかを教えてください。

白石課長補佐

教育ファームと食育ファーム事業についてのお答えをいたします。

食育の重点事業として最もわかりやすくするために平成25年度より事業名を教育ファームから食育ファームに変更いたしました。事業内容につきましては、宿泊しながら農業体験を実施することについては同じでございます。

原田課長補佐

ごみ最終処分場の残余容量調査の件についてお答えします。

前回平成18年度に調査を行っておりまして、今回改めてごみを入れることができる量を調べるため、委託調査を行っております。調査の結果についてですが、当初の計画容量16万3,600立米に対しまして残余容量2万1,900立米と測定されました。今後予想される埋め立て計画ごみ容量から算出しますと、平成32年8月末まで埋め立て可能であるとの結果が出ています。

木 下

ごみの容量の調査なのですけれども、どこの業者に委託しているのかをお聞きします。そして、これは江部乙にある最終処分場でしょうか。

原田課長補佐

委託先は、札幌にあります株式会社ホクスイ設計コンサルというところに委託しております。場所は、リサイクリーンの奥にある最終処分場です。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

渡 辺

それでは、5点ほどお願いします。

137ページであります。がん検診と特定がん検診のそれぞれの受診率を発表してください。

141ページの墓地の運営管理の経費のほとんどがその他の諸費とあるのですが、ここでは説明は要りませんが、こういうのはほとんどの場合はやはり説明を説明欄に書いておく必要があるのではないかと思います。使用済み食用油燃料化推進事業に要した経費が133万円程度あるのですが、てんぷら油を燃料化するというので、言っていることはわかるのですけれども、これだけの経費があったら相当の燃料が買えるのではないかと試算するのですが、これはいかに食用油の廃油をただで集めても、精油の経費、これは無駄ではないだろうかと思うのですが、経緯を説明願います。

143ページであります。病院事業会計へ7億5,000万円ほど繰り出すわけですが、その相手のほうが数千万円の黒字という例がありますよね、これではやはりおかしいのではないかと思います。それは、黒字ではなくて本当は赤字ではないでしょうか、企業会計とか特別会計といって別にしているからですが、滝川市の財政全体から見たらやっぱりそういう観点になりませんかということをお答えください。

指定ごみ袋作成委託料があつて、3,400万円程度つぎ込んだわけがあります。これが全部売り切れる予想というか、何年分ぐらいということをつくったのでしょうか。それから、全部売れたというときにそれぞれの袋の総計、どれぐらいの収益と見込んでいるのでしょうか。

村井係長

私からはがん検診の受診率、特定がん検診の受診率についてお答えします。

平成25年度の胃がん検診の受診率6.2パーセント、大腸がん検診9.8パーセント、

- 肺がん検診7.3パーセント、子宮がん検診22.4パーセント、乳がん検診19.1パーセントです。特定がん検診、ある年齢に5歳刻みで無料クーポンを送付しているものですが、それについては大腸がん検診が15.9パーセント、子宮がん検診が35.0パーセント、乳がん検診が32.7パーセントです。
- 大橋係長 使用済み食用油燃料化推進事業に要した経費のご質疑についてお答えいたします。
- こちらの使用済み食用油につきましては、滝川市内の中央児童センターのボイラーに利用しております。今そのボイラーに関しましては、この食用油と重油のボイラー両方で運用しております。この食用油を燃料化することによりまして重油が年間約2万リットル削減できております。その差し引き分で考えますと、約48万円の経費削減となっております。
- 堀課長補佐 病院事業への繰出金について説明をさせていただきます。
- 病院事業への繰出金につきましては、繰り出し基準というのが定めてあるのですが、滝川市の場合にはその繰り出し基準にはよらず、交付税算入額を主に繰り出しをしているという状況にあります。交付税算入額のほかに、改築事業、建物については5割、そのほか高等看護学院、院内保育所について収支の差額について繰り出しをしているところでございます。
- 原田課長補佐 指定ごみ袋の件ですが、昨年補正予算で1年分を追加でつくったような形をとっております。3,400万円というのは、約2年分ぐらいあるような形になります。1年分で大体全部売り切ると1億2,000万円ぐらいの収入になると思います。
- あと、墓地の表記の仕方についてですが、来年度に向けて財政課のほうと協議して記載の仕方について検討したいと思います。
- 渡 辺 2点ほど、使用済み食用油、廃油の件ですが、答弁されたことはそれはそのとおりだと思います。しかし、さっき言った金額からいけばまだ85万円ほどがこの事業に余分に使っているような感じがするのです。それであれば、直接燃料を買ったほうが良いような感じになりませんかということで、そこをお答えください。
- それから、繰出金のことで、基準とかそういうことを聞いているのでなく単純によくあることで、病院事業会計ばかりではないのだけれども、ここではそのことが書いてあるから言っているのですが、企業会計のほうではそれで7,000万円ほどが黒字ですとかと言っているけれども、同じ滝川市が7億5,000万円も支出しているのですから、それでは企業会計はやっぱり赤字、繰出金を数えると赤字ですというぐらいの範疇になりませんか、こういうことを言っているのです。いかがですか。
- 大橋係長 使用済み食用油のご質疑にお答えいたします。
- 説明が足りなくて申しわけございませんでしたが、先ほど48万円の経費削減とご説明したのは、全体の経費を見比べての48万円で、23年度に使用済み油を使う前のボイラーの経費なのですけれども、燃料費と経費を合わせて344万円でした。平成25年度に関しましては、こちらに書いてあります133万円と、あと重油代合わせて296万円で、差し引き48万円削減するというところでございます。
- 堀課長補佐 病院への繰出金につきましては、財政収支状況が厳しいのは病院事業会計も一般会計も両会計とも非常に厳しい状況にあります。繰り出し基準で申し上げれば、もっと多額な部分を病院としては繰り出しをしてほしいというような要望

委員 長  
窪 之内

が実際ございますが、一般会計の財政状況も一定程度理解をいただき、予算協議の中で現在のようにしているところでありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

ほかに質疑ございませんか。

134、135ページ、保健衛生費の関係ですが、去年委員会でもいろいろ問題になったわけですが、ここで聞いてもいいと思うので聞きますが、東町・緑町共同浴場と幸町地区共同浴場組合の運営費補助、2つの組合の平成25年度の入浴者数及び決算収支と借入金、未払い金は残っていないと思うのですが、そのための助成をしたと思うのですが、その有無についてお伺いしたいと思います。

同じ134、135ページの予防費で事務概要の105ページになりますが、感染症予防対策に要した経費で任意定期予防接種のヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンのそれぞれの対象者の接種率についてここではお聞きしたいと思います。

次ですが、通告は母子保健医療に要した経費の事務概要106ページのことで聞く予定でしたが、回数訂正がありましたので、この質疑は取りやめます。

次の特定がん検診の結果に要した子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の受診率は先ほどの質疑で出ましたが、これの受診率から見て無料クーポンの効果は大きかったと考えられるのかどうかについて、無料クーポンだからもう少し上がってもいいのかなという感じもあるのですが、お伺いしたいと思います。

140、141ページの環境衛生費の墓地の運営管理に要した経費ですが、説明欄の負担金補助及び交付金のところで墓地の傾斜への工事要請がなかったため、不用額になったと聞いたのですが、傾斜の調査というのを独自で市ではしなかったのか、一定傾斜したままだけれども、交付条件は満たさないようなところもたしかあったと思うのですが、その辺の傾きとか、新たな傾きになっているようなところはこの25年度の期間での調査があったのかどうかをお伺いしたいと思います。

使用済み食用油のことで渡辺精郎委員が聞いたので、理解しましたが、使った量が2万リットルと言ったので、多分燃料化できた量が2万リットルだったのだと思うのですが、そのように理解しているのかということと、収支についてはわかりました。それと、ここには書いていないのですが、食用油の回収先なのですが、食用油ですから、各家庭が出すのもあるのですが、公的ないろんな施設からも集められているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次、142、143ページのじん芥処理費ですが、1つ目に不法投棄の回収量とそれにかかった処理費用についてお伺いします。

ごみ袋の買いだめについては、わかりましたので、お聞きしません。

それで、最終処分場の残余容量もわかりました。残余容量のことですけれども、平成32年8月末まではオーケー、あと6年間あるということなのですが、新しい最終処分場をつくるためには結構な期間がかかるわけで、そういうことを見込んで広域化の話もあるというようなことだったので、25年の中でここが満杯になった以降のことについての計画等について話し合われたのかどうかをお伺いしたいと思います。

次、町内会等、いろんな団体にボランティア袋を配付していると思うのですが、

ボランティア袋の配付団体と配付枚数、それと回収量についても把握していれば、お伺いしたいと思います。

原田課長補佐

私から、2つの共同浴場の入浴者数、決算収支、借入金、未払い金の有無についてです。

まず、東町・緑町地区共同浴場組合については、入浴者数が3,782人、前年と比べますとマイナス758人となります。これは、25年9月に東町に新しい第一団地が完成したことによる、その影響による入浴者数の減ということになります。決算につきましては、収入204万3,960円に対しまして支出が210万3,925円、25年度末ではマイナス5万9,965円の赤字ということになっております。ただ、それ以降については、毎日の入浴料収入と市からの補助金を早期に出して運営しているというような状況になっております。あと、借入金と未払い金についてはありません。あと、幸町地区共同浴場組合につきましては、入浴者数が年間5,907人、前年に比べましてマイナス153人になります。決算収支につきましては、収入299万7,325円に対しまして支出が292万3,852円、25年度末7万3,473円の繰越金が出ています。あと、借入金、未払い金につきましては、昨年いろいろ委員会でもお話しさせていただいて、借入金ですとか水道代の未払い金とかというのがあったのですけれども、それも全部25年度中に完済しまして、先ほどの決算額になっております。

運上係長

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの接種率についてお答えいたします。

まず、ヒブワクチンの接種率ですが、25年度は91.9パーセントです。小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は、92.7パーセントです。そして、子宮頸がんワクチンの接種率は、25年度は20.2パーセントでした。

村井係長

特定がん検診の受診率については先ほどご報告しましたが、無料クーポンの利用の効果は大きいと言えるのかということの質疑についてですけれども、平成25年度、無料クーポン配付対象は子宮がんが20歳以上、乳がん、大腸がんは40歳以上で5歳刻みの方が対象になっています。個別に6月に無料クーポンを送付して、年度内にもう一度、未受診の方は通知するという方法をとっています。無料クーポンを利用して受診している方が全体の受診者よりも率が高いので、全体の受診率の底上げをしていますけれども、無料クーポンの主な効果として初めて受ける方への啓蒙啓発の効果があります。無料クーポンを利用して初めて受けるという方が無料クーポン利用者の方の2割から25パーセントぐらいいます。一度受診した方は次回も継続して受診する可能性が高いために、無料クーポンを配付することは継続して受診する機会をふやすことになるために効果があると考えています。

大橋係長

まず、墓石の傾斜調査の有無でございますが、これまで平成16年から平成21年まで約6年間かけて調査した結果、1.2パーセントの傾斜が確認できた30件を認定しております。その間大きな地盤の変化は認められないことから、それ以降の調査は行っておりませんが、所有者からの申し立て等があれば随時対応し、1.2パーセントの傾斜が確認できれば認定してまいります。

続きまして、使用済み食用油燃料化推進事業に要した経費の関係でございますが、食用油を燃料化した量は3万リットルでございます。回収先に公的機関があるのかというご質疑でございましたが、市内の小中学校からの回収と市内保育所から回収しております。

原田課長補佐

まず、不法投棄の回収量と処理費用についてですが、不法投棄の投棄物につきましては、囑託職員によるパトロールですとか、警告看板やのぼりの設置などによって不法投棄が頻発していた箇所の解消など一定の成果を上げているものの、まだ心ない方の不法投棄が後を絶たないという状況にあります。25年度1年間に回収した不法投棄物につきましては、大型の主なものとしましてテレビが36台、冷蔵庫1台、タイヤ100本、自転車29台などとなり、このほかにも回収した可燃ごみ、不燃ごみを合わせまして年間で1万2,400キロになります。これらの処理に要した経費につきましては、テレビ、タイヤ等の大型ごみで30万1,145円、また可燃ごみ、不燃ごみはリサイクルと最終処分場へ搬入する形になりますので、10キロ当たり100円の処理費で単純に計算しますと12万4,000円となり、合わせますと42万5,145円の処理費用がかかっていることになろうかと思えます。

石川部次長

もう一点、ボランティア袋の配付団体と配付数及び回収量についてお答えします。配付団体数につきましては117団体、配付枚数は40リットル、20リットル合わせまして3,110枚になります。回収量については、通常ボランティア袋に入れたものについてはそれぞれの地区の家庭系のごみの日にあわせて出している形になりますので、量的なものは把握できないような状況にあります。最終処分場の関係でございます。

先ほどあと6年ということでも時間もかかるということと、また広域の話ということもでございます。実は、広域の関係ですが、2市2町の担当課長の会議を一度開いてございます。意見収集ということで集約をかけたというところで、既に近隣の2市2町については、滝川も含めて皆さん最終処分場を持っております。ですので、新たな経費ということの負担はなかなか難しいというような意見もいただいているところでございます。6年ということですので、最初に広域化をどのようなまとめ方をするかということをもまず決めて、年度、補助金の何を使うかと、そういうものを含めて検討してまいりたいということでございます。

窪之内

それでは、25年に感染症予防の子宮頸がんのワクチンで積極勧奨をやめてから接種した方が実際に何人いるのかということと、その後問題があったときに副作用が出ている方はいないと聞いていたので、今の時点でも再調査は行われてはいないのかと思うのですが、そういう副作用は大丈夫だと確認していいのかどうか。自治体で独自の、子宮頸がんワクチンで副作用が出た人への助成を決めた自治体も出てきたということもあって、うちは大丈夫なのだと思うので、その後もし追跡調査をしていて大丈夫だということがあれば、改めてお伺いしたいと思います。

運上係長

それと、使用済み食用油なのですが、3万リットルができて、中央児童センターで使ったのは2万リットルなのかなと、ちょっと違うのかな、1万リットルはどうしたのかなと思ったのと、私の聞き違いがあれば訂正してほしいのですが、それと収支バランスで見ると経費節減につながっているということなのであれば、小中、保育所だけでなく病院とかほかもあるのかと思っていたのですが、ただ処理能力との関係があるので、そんなにあっても処理できないのかと思ったのですが、この辺についてお伺いしたいと思います。子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止して以降の接種者の数ですけれども、昨年6月14日に積極的な勧奨中止と国のほうで出しまして、それ以降受けた

方は全部で21名となっております。副作用の報告は特に受けておりません。また、重大な副作用など数カ月後に記憶障がいや四肢の麻痺などが出るケースも全国的には見られるようですけれども、そのような報告も学校のほうを含めて受けておりません。

大橋係長

使用済み食用油の関係でございますが、重油に関しては2万リットル削減できたということです。なので、同じ熱量であれば油2万リットルでいいのですけれども、重油と油では燃えるカロリーというか、熱量が違いますので、その差が出たものでございます。回収している油に関しましては、公的な機関という話だったので、公的な機関だけご説明したのですけれども、当然ご家庭から油を回収しておりますし、市内のスタンドですとかコミュニティセンターなどで回収しておりますし、市内の事業所に関しましても、先ほど言ったところ以外にも飲食店等での回収も行っております。

窪之内

1点だけ、今の使用済み食用油の話なのですが、回収費用も含めてこの経費の欄に載っていると考えていいのかどうかだけお聞きしたいと思います。

大橋係長

回収に関しましては職員で行っているのです、その分の経費を見込んでおりません。

委員長  
副委員長

ほかに質疑ございませんか。

子宮頸がんワクチン、今窪之内委員に対する答弁にありましたけれども、昨年の12月議会だったと思うのですが、その答弁の中では積極的というのを今見直しをかけて、その後どうなっているのだというときに16件という答弁がございましたが、その後まだ接種された方がいるということになるわけですけれども、それらを接種の際には、今こういう状況で積極的にお勧めしていませんよというのを、ワクチン接種を希望する方にはその旨はかなりわかるようにお伝えになって、それでもなおするという事で接種されたのかどうか伺います。

織田主幹

子宮頸がんのワクチンに関しては、積極的勧奨を控えた時点でも自分は受けないということで自分でご希望される方は、一応こちらのほうでは中止はしないということにしておいたので、その方たち、12月以降も2回目、3回目の追加接種をしたいという方が数人いらして、ふえている状況にあります。なお、お問い合わせのあった件に関してはこちらからそのようなご説明をしておりますが、直接病院に行かれている方は病院の先生からその説明を受けながら実際に接種しているかと思えます。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ほかに質疑がないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で衛生費の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまです。

散 会 16:30